



第3次 柳井市男女共同参画 基本計画

平成30年3月
柳井市

はじめに



すべての人が、性別に関わりなく互いにその人権を尊重し合い協力し合って、喜びも責任も分かち合いつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最も重要な課題の一つです。

本市は、平成 25 年 3 月に策定した「第 2 次柳井市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画に係る施策を推進してまいりました。平成 25 年 4 月には「柳井市配偶者等からの暴力対策連絡協議会」を設置し、配偶者等からの暴力対策の連携を強化し、配偶者等からの暴力の被害者支援の体制の充実を図

ってきました。

近年は、少子化・高齢化や人口減少など社会情勢が急速に変化し、人々のライフスタイルや価値観が多様化しています。従って、すべての人が多様な生き方を選択できる社会環境づくりの取組が求められています。

今回の「第 3 次柳井市男女共同参画基本計画」では、これまでの本市の施策を検証するとともに、社会情勢の変化や国・県の基本計画を踏まえ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」も一体策定し、推進することとしています。

今後、この計画に基づき、市民の皆様や民間事業者、各関係機関、行政が協働し、さまざまな分野において男女共同参画の視点に立った施策の推進を図ってまいります。そして、すべての人がいきいきと暮らしその能力を発揮できる社会の実現に努めてまいります。皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました柳井市男女共同参画協議会委員の皆様をはじめ、「男女共同参画に関する意識調査」にご協力いただきました皆様、貴重なご意見をいただきました多くの方々に深く感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

柳井市長

井原 健太郎

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画策定の背景	2
5 社会経済情勢の変化に伴う柳井市の現状	5
6 意識調査における柳井市の現状	9
7 基本目標	1 5

施策体系図	1 6
-------	-----

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進【柳井市女性活躍推進計画】	1 9
--------------------------------------	-----

重点項目1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大	1 9
重点項目2 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備	2 5
重点項目3 多様な働き方を可能にする条件整備	2 9
重点項目4 農林水産業等における男女共同参画の推進	3 1
重点項目5 仕事と生活の両立支援	3 3
重点項目6 家庭、地域等における男女共同参画の推進	3 9

基本目標Ⅱ 男女共同参画への意識の改革と醸成	4 1
------------------------	-----

重点項目1 固定的性別役割分担意識の解消	4 1
重点項目2 男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実	4 4

基本目標Ⅲ すべての人がいきいきと健康に暮らせる社会づくり	4 7
-------------------------------	-----

重点項目1 男女間における暴力の根絶【柳井市DV対策基本計画】	4 7
重点項目2 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進	5 3
重点項目3 生涯を通じた健康支援	5 4
重点項目4 高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる環境の整備	5 6

第3章 計画の推進

1	庁内における推進体制の整備	5 9
2	男女共同参画協議会の設置、運営	5 9
3	国、県、関係機関及び市民との連携、協力	5 9
4	相談体制の充実	5 9
5	成果指標	6 0

資料

1	男女共同参画に関する動き	6 2
2	男女共同参画社会基本法	6 5
3	山口県男女共同参画推進条例	6 9
4	柳井市男女共同参画協議会設置要綱	7 2
5	柳井市男女共同参画推進本部設置要綱	7 3
6	用語解説	7 5
7	第3次柳井市男女共同参画基本計画策定の経緯	8 0
8	柳井市男女共同参画協議会委員	8 1

第1章から第3章中※を付した用語は資料6で解説しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年に「柳井市男女共同参画基本計画」、平成 25 年に「第 2 次柳井市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてその施策の推進に努めてまいりました。また、平成 25 年 4 月には、配偶者等からの暴力の被害者を支援するため「柳井市配偶者等からの暴力対策連絡協議会」を設置し、関係機関と庁内各部署との連携を強化するとともに、相談体制の充実を図ってきました。

この間、少子化・高齢化の進展による人口減少社会の到来、ライフスタイルや世帯構造の変化、経済のグローバル化などによる社会情勢の変化等に伴って、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されるなど、男女共同参画社会を取り巻く環境も大きく変化してきました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識は残っており、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の努力が必要とされています。

こうした状況の中、これまでの本市の施策を検証するとともに、男女共同参画社会実現への取組をさらに実効性のあるものとしていくため、「第 2 次柳井市総合計画」や「柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等と整合性を図りながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための指針として、「第 3 次柳井市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「柳井市総合計画」を上位計画とし、国、県の男女共同参画に関する基本方針を踏まえて策定するもので、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2) 本計画のうち「基本目標Ⅰ」は、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項の規定に基づく「市町村推進計画」とします。
- (3) 本計画のうち「基本目標Ⅲ 重点項目 1 男女間における暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法[※]」という。）第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく「市町村基本計画」とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までの 5 年間とします。なお、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

4 計画策定の背景

平成 25 年 3 月に「第 2 次柳井市男女共同参画基本計画」を策定して以降、国・県においては、次のような動きがありました。

（1）国の動き

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正

近年のストーカー行為等の実情を踏まえて「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）が改正され、平成 25 年 10 月に施行されました。これにより電子メールを送信する行為の規制、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の権限の拡大、警告及び禁止命令等の被害者への通知の義務化がされました。さらに、平成 29 年 1 月には、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）※を用いてメッセージを送る行為も規制対象行為とし、行政措置、罰則の見直しがされました。

「配偶者暴力防止法※」の改正

配偶者等からの暴力の状況に的確に対応するため「配偶者暴力防止法※」が改正され、平成 26 年 1 月に施行されました。これにより、被害者の範囲がこれまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者も含められることになりました。

「次世代育成支援対策推進法」の延長・改正

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が平成 26 年 4 月に 10 年間延長・改正されました。この改正において、次世代育成支援対策の実施状況が優良な事業者に対して新たな特例認定制度が創設され、仕事と家庭の両立支援等の取組の強化が図られました。

「女性活躍推進法」の制定

我が国における急速な少子化・高齢化の進行、国民のニーズの多様化等を踏まえ、自らの意思で職業生活を営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して活躍することで、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性活躍推進法」が平成 27 年 9 月に施行されました。

この法律は、平成 38 年 3 月までの 10 年間の時限立法となっており、国、地方公共団体及び事業主が担う責務を明らかにするとともに、支援措置等を定め、集中的・計画的に取り組むを推進していくことにしています。特に従業員 301 人以上の企業に対しては、平成 28 年 4 月から「一般事業主行動計画」の策定と公表が義務付けられており、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※の推進や仕事と家庭生活の両立支援など、女性の活躍推進に関する迅速な取組が求められています。

「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」に基づく、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」（平成 22 年 12 月策定）を改定した「第 4 次男女共同参画基本計画」が平成 27 年 12 月に閣議決定され、以下の 4 つを目指すべき社会として、その実現への取組が進められています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

（2）県の動き

「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の策定

新たな県政運営の指針として、山口県の現状と課題を的確に把握し、今後県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、かつ、その基本方向に沿って取り組むべき具体的な施策を掲げた実行計画として、平成 27 年 3 月に策定されました。

その中で、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、仕事と子育て等の両立支援、女性の再チャレンジ支援、地域における女性の活躍の促進などに取り組むこととされています。

「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」のうち、産業、地域、人材の活力の創

出に資する施策を重点化し、人口減少の克服に向けた実効性のある地方創生の取組を推進するための実践的な計画として、平成 27 年 10 月に策定されました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」を掲げ、地域や職場における女性の活躍を推進することとされています。

「やまぐち産業戦略推進計画」の策定

山口県の強みを活かした、成長分野の産業に重点的に取り組む施策を推進する計画として平成 25 年 7 月に策定されました。平成 26 年 7 月の第一次改定版においては、「産業を支える女性の活躍推進」の項目が新たに追加されました。

「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定

「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次改定版）」を平成 25 年 3 月に策定後、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の改定、「ストーカー規制法」の改正及びこれまでの山口県のDV対策の取組状況やその結果を踏まえて、計画の名称を「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」から「山口県配偶者暴力等対策基本計画」に変え、平成 28 年 3 月に「第 4 次山口県配偶者暴力等対策基本計画」が策定されました。

「第 4 次山口県男女共同参画基本計画」の策定

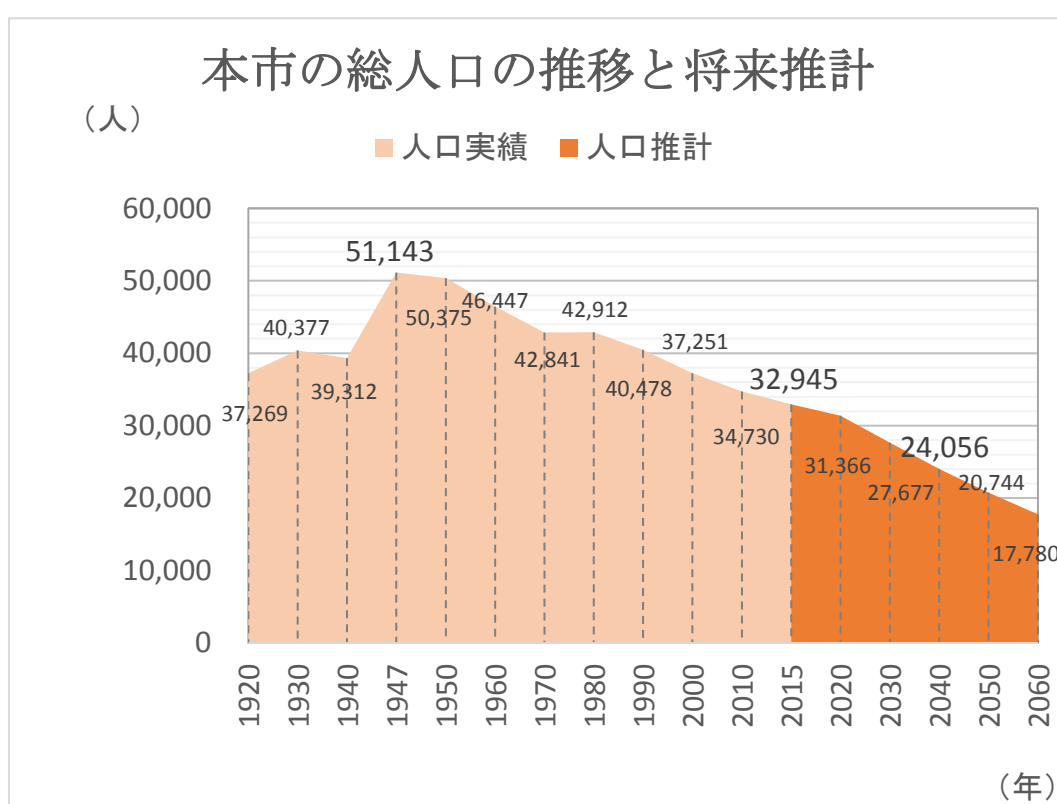
国の「第 4 次男女共同参画基本計画」や「女性活躍推進法」、県の「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」や「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」等を踏まえながら、「山口県男女共同参画基本計画第 2 次改定」の体系を見直し、「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画として位置づける「第 4 次山口県男女共同参画基本計画」が平成 28 年 3 月に策定されました。

5 社会経済情勢の変化に伴う柳井市の現状

(1) 人口の減少

本市の人口は、終戦直後の昭和 22（1947）年に 51,143 人に達しましたが、その後は減少を続け、平成 27（2015）年には、32,945 人となり、ピーク時より 35.6%の減少となっています。

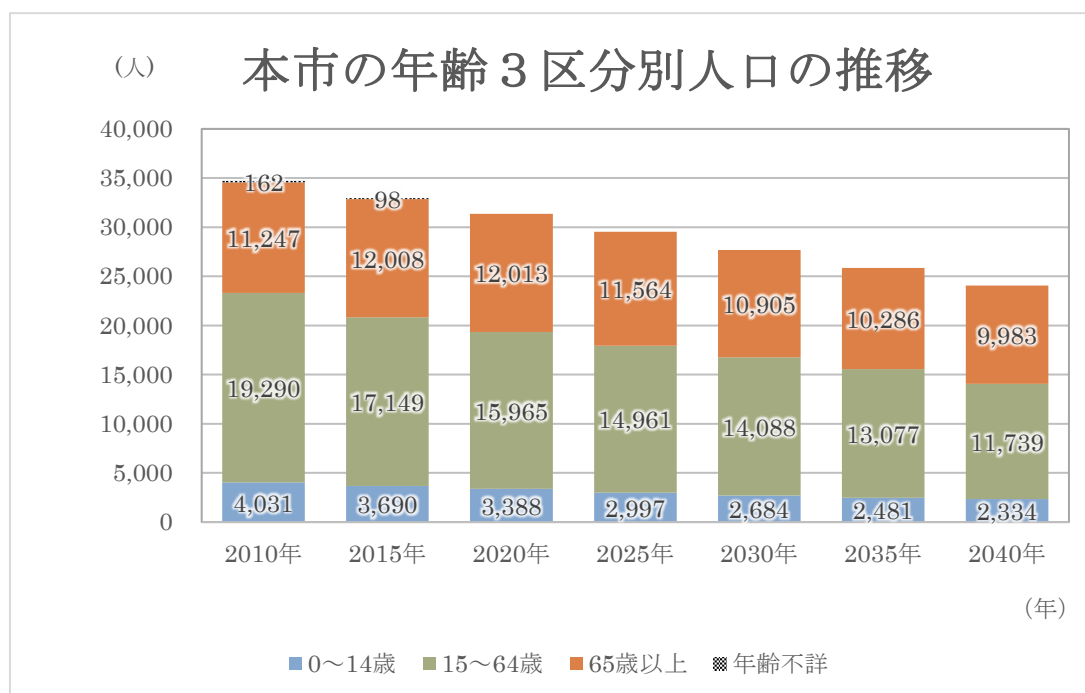
国立社会保障・人口問題研究所によると、今後、本市の人口は急速に減少し、平成 52（2040）年には約 24,000 人に、平成 72（2060）年には約 17,800 人になるものと推計されています。



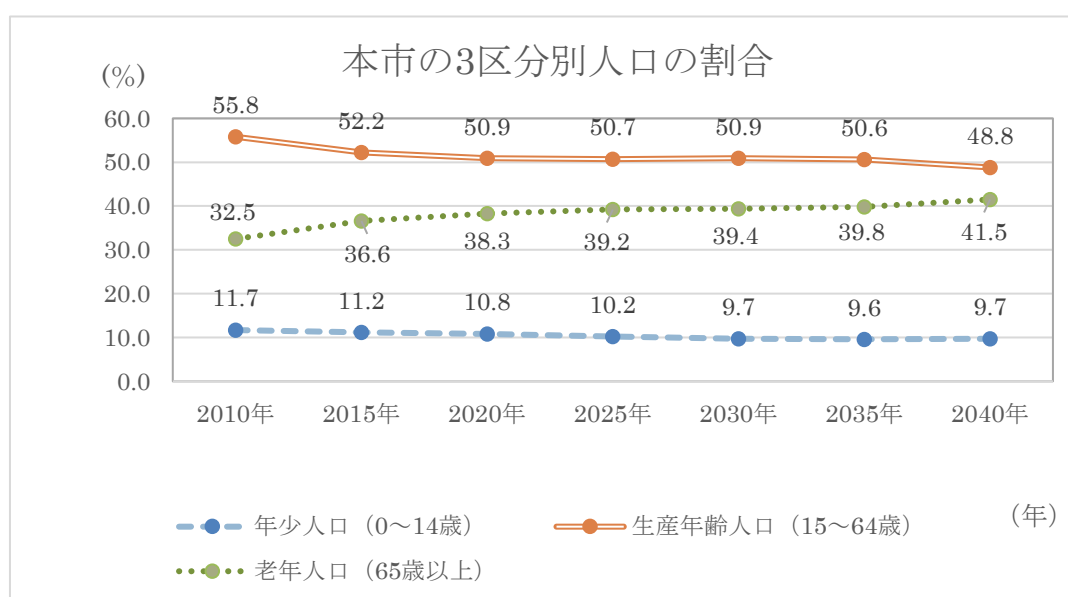
※2015 年までの総人口は国勢調査より作成、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値より作成

(2) 少子化・高齢化の進行

本市の総人口に対する年齢区分別の人口の割合は、14 歳以下の年少人口と 15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口が減少していくのに対し、平成 52（2040）年には、65 歳以上の老年者人口は、40%に達すると推計されています。



※2015年までは国勢調査より作成、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計より作成

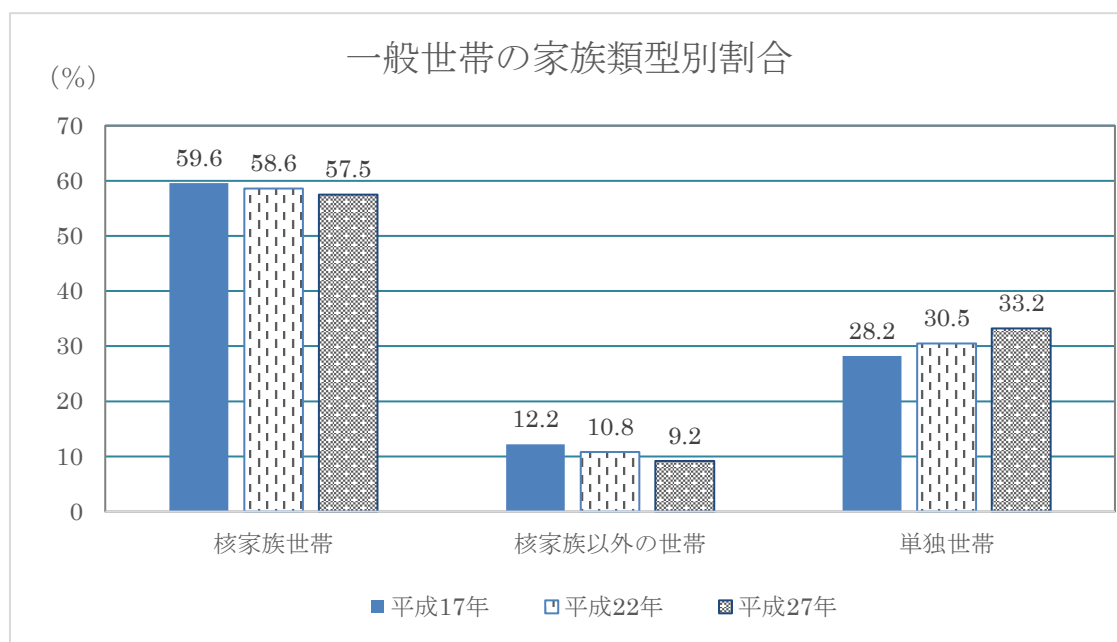


※2015年までは国勢調査より作成、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計より作成

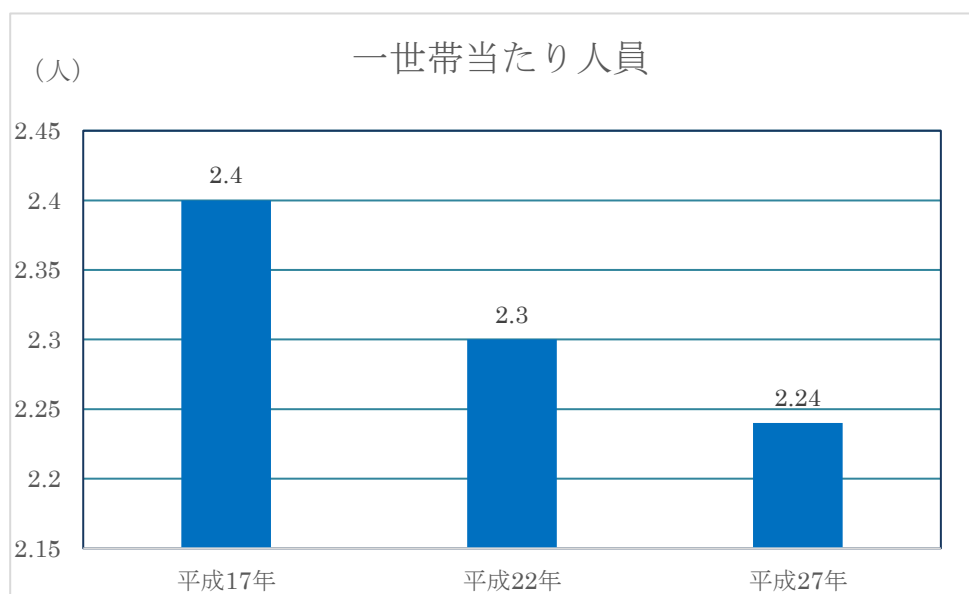
※小数点第二位の位を四捨五入により算出しているため、3区分の合計が100にならない年があります

(3) 家族形態の変化

単独世帯の増加により、本市の一般世帯における1世帯当たり人員数は、減少を続けています。これらの家族形態の変化により、多様な働き方や支援が必要とされています。



※国勢調査より作成。小数点第二位以下を四捨五入により算出しているため、割合の合計が 100 にならない年があります



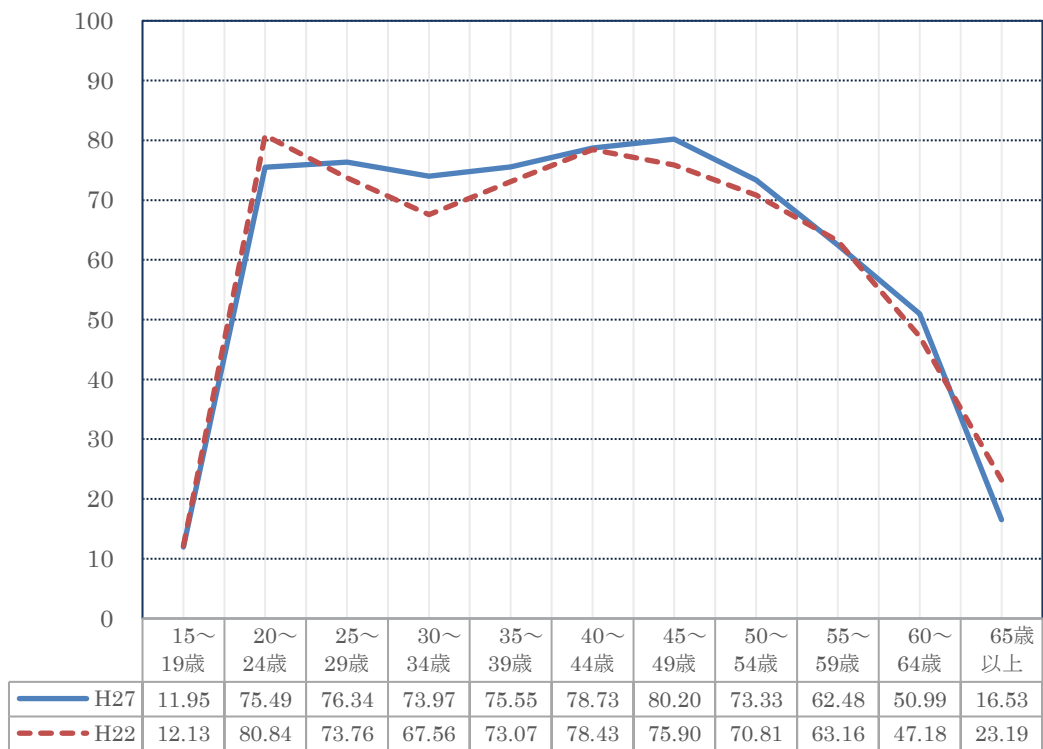
※国勢調査より作成

(4) 女性の就業状況

本市の女性の労働力率（年齢5歳階級別）は、平成22年では30歳～34歳で労働力率が最も低くなる「M字カーブ」を描いていましたが、平成27年では20歳～44歳までの労働力率の差が少なくなっており、結婚、出産、育児期の女性の就業継続が増加している状況が見受けられます。

女性の労働力率

(%)



※国勢調査より作成

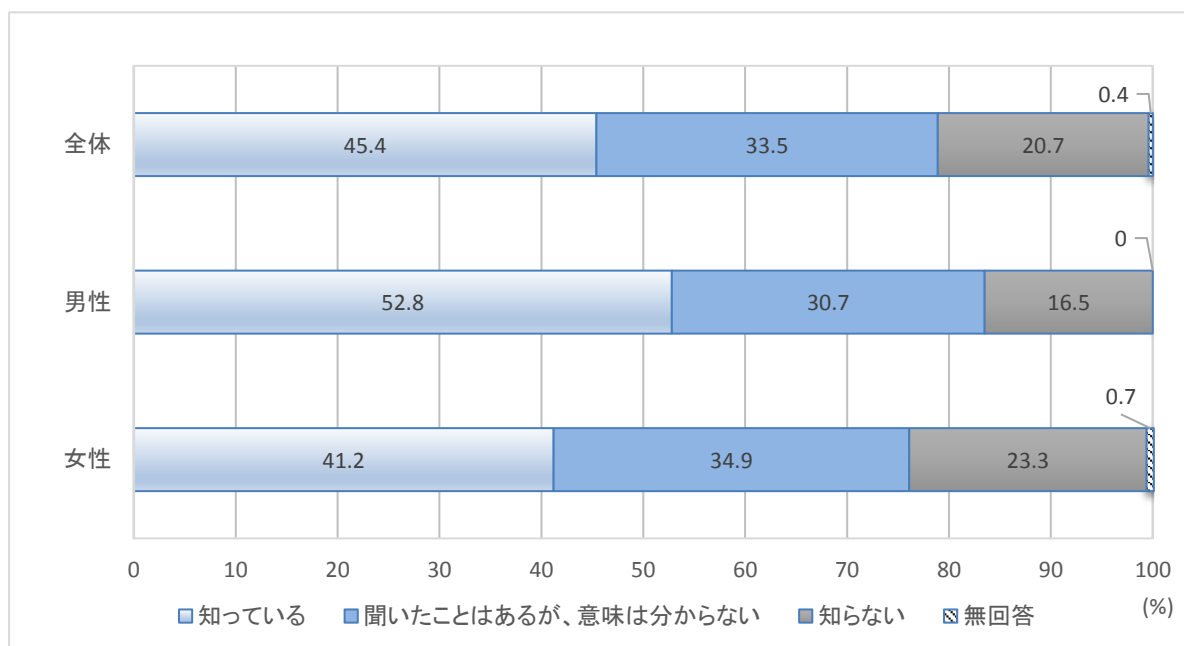
6 意識調査における柳井市の現状

平成 28 年 10 月に満 20 歳以上の市民 1,000 人を対象に「男女共同参画に関する意識調査」(以下「平成 28 年意識調査」という。)を実施しました。調査結果の概要は、以下のとおりです。

回収率 47.8% (男性 176 人、女性 301 人、不明 1 人)

(1) 「男女共同参画社会」という言葉について

問 「男女共同参画社会」とはどのようなものか知っていますか。(〇はひとつだけ)



(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

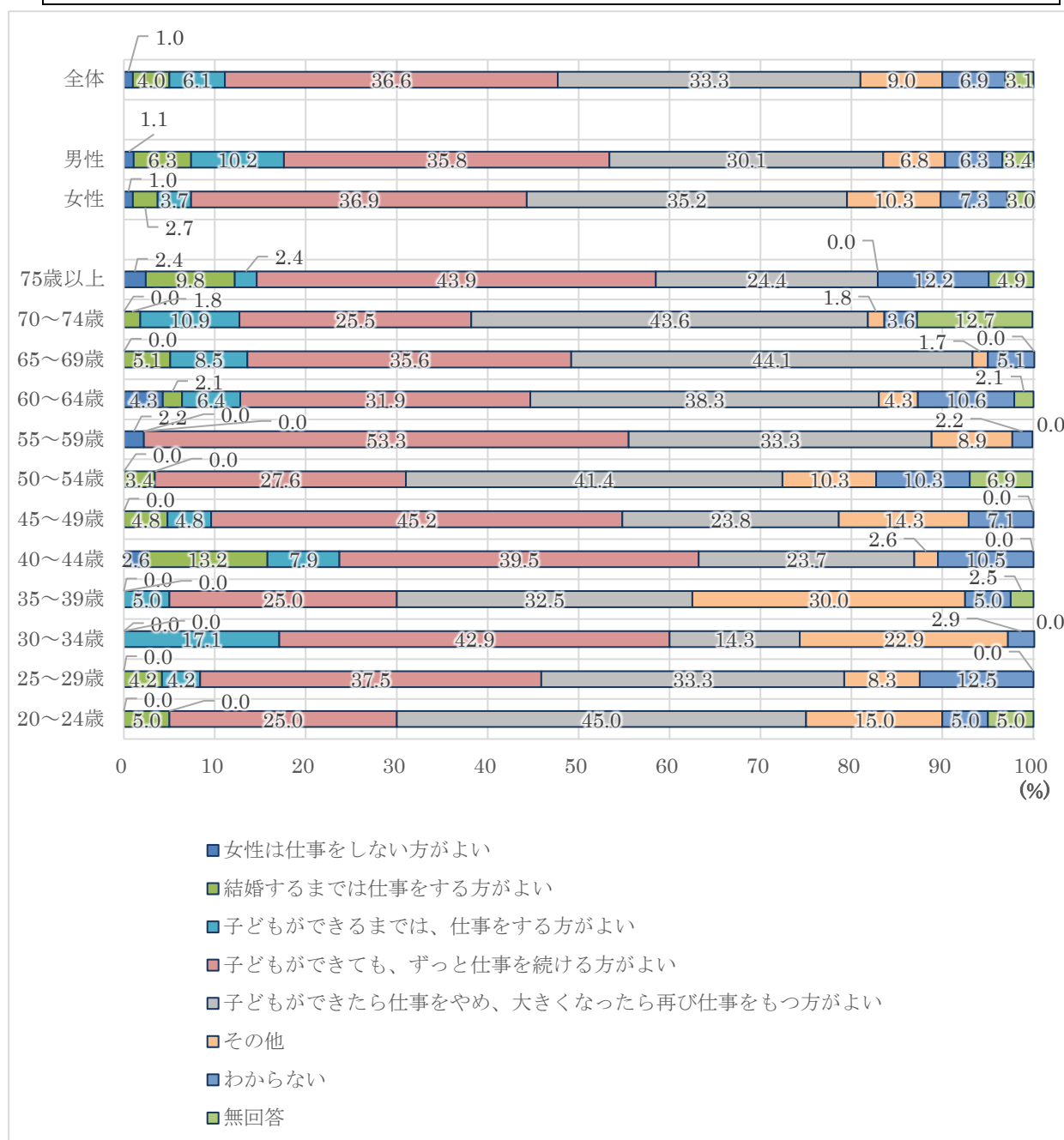
「知っている」と答えた者が全体では 45.4% (前回 52.8%) となっています。

性別にみると、男性 52.8% (前回 58.2%) が女性 41.2% (前回 49.4%) より高くなっています。

「知らない」と答えた者は全体では 20.7% (前回 22.1%) で、性別にみると、男性 16.5% (前回 22.6%)、女性 23.3% (前回 22.4%) となっています。

(2) 女性が仕事をするについて

問 一般的に女性が仕事をするについて、あなたはどのように思いますか。(〇はひとつだけ)



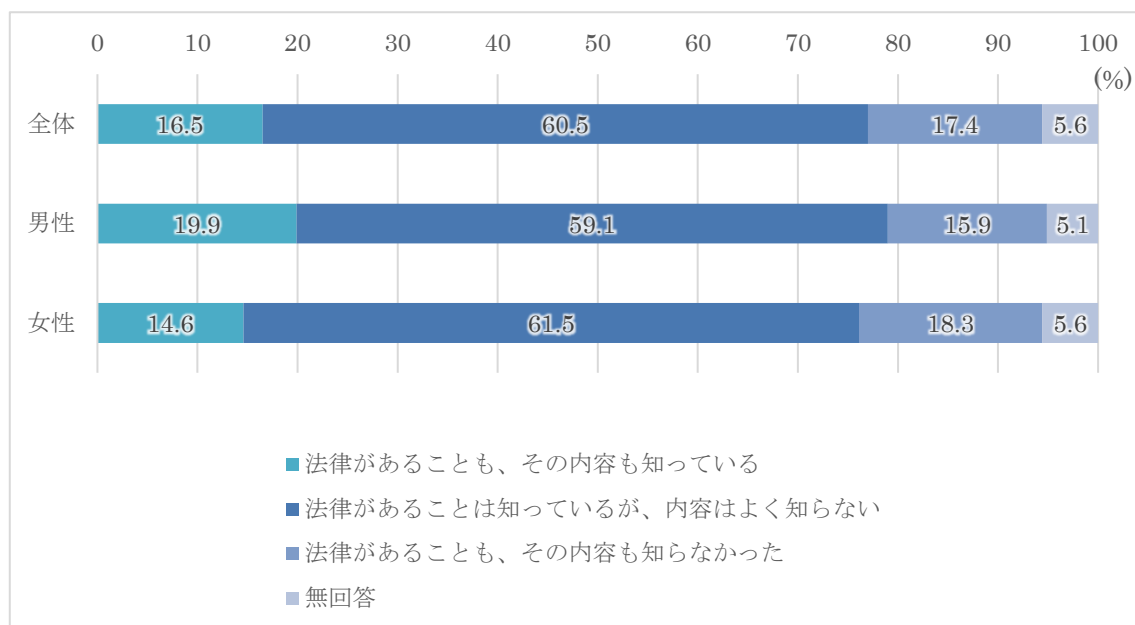
(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」の項目の合計は、69.9%と高くなっています。

性別にみると、「結婚するまでは仕事をする方がよい」と「子どもができるまでは、仕事をする方がよい」の項目の合計は、男性(16.5%)が女性(6.4%)よりかなり高くなっています。

(3) 「配偶者暴力防止法※」の周知度

問 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法※）」を知っていますか。（○はひとつだけ）



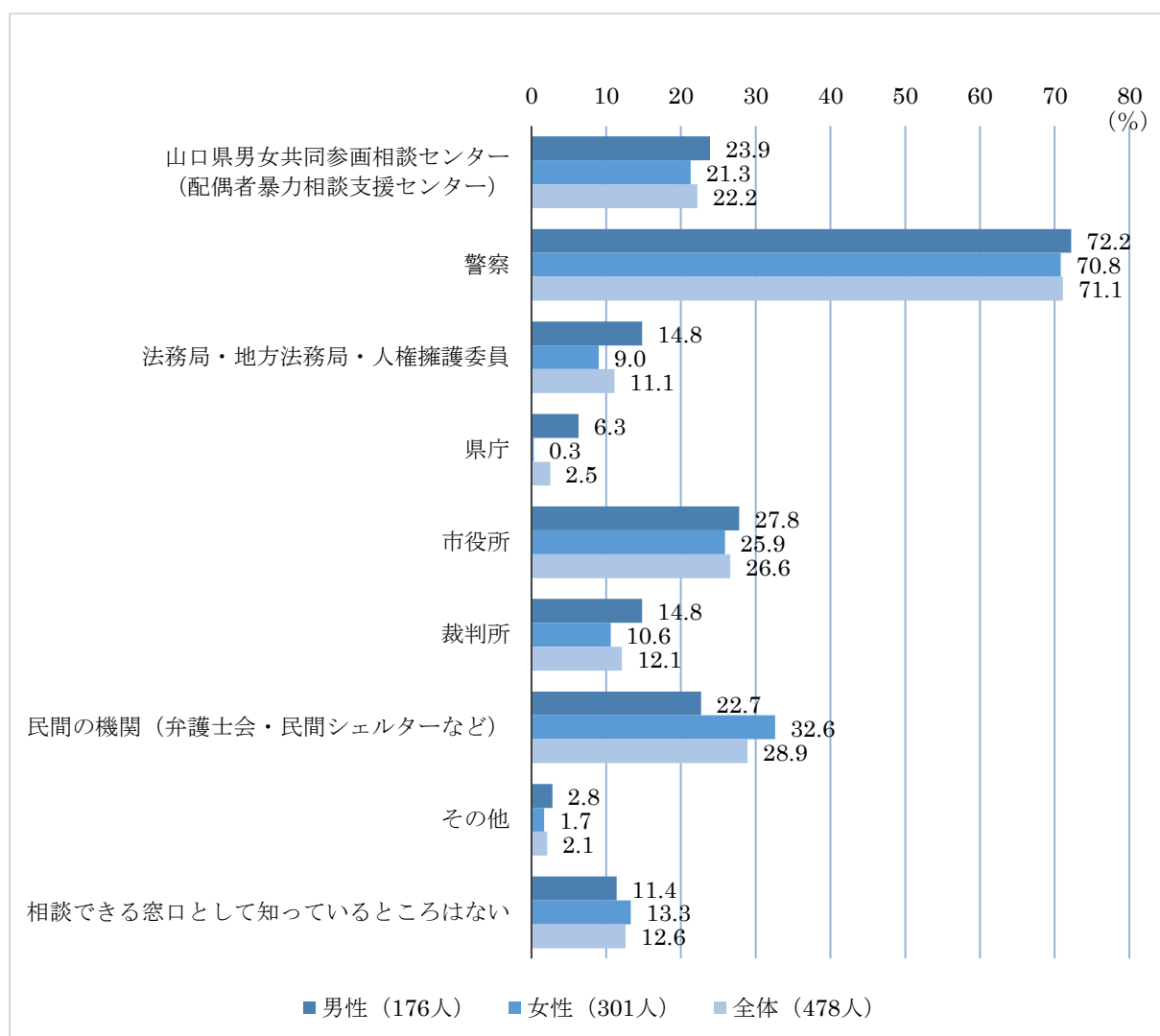
（平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より）

「法律があることも、その内容も知っている」と「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」と答えた者の合計は 77.0%となっています。

男女別にみると、周知度は男性の方が高くなっています。「法律があることも、その内容も知っている」は男性で、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」は女性でそれぞれ高くなっています。

(4) 相談窓口の周知度

問 あなたは、配偶者からの暴力について、相談できる窓口を知っていますか。知っているものすべてに○をつけてください。(○はいくつでも)



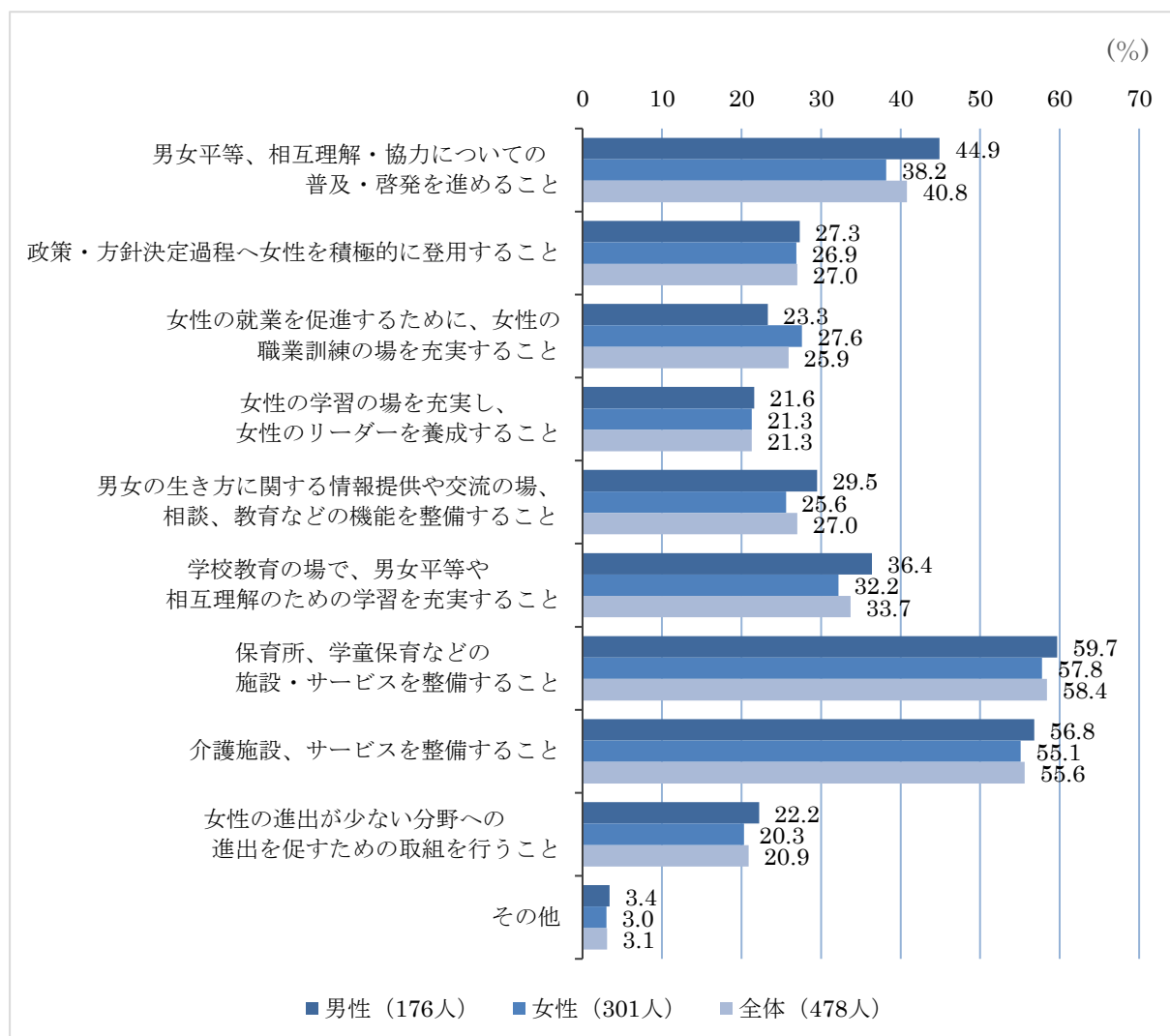
(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

「警察」が 71.1%と最も高く、以下「民間の機関 (弁護士会・民間シェルターなど)」(28.9%)、「市役所」(26.6%)、「山口県男女共同参画相談センター (配偶者暴力相談支援センター)」(22.2%)、「相談できる窓口として知っているところはない」(12.6%)、「裁判所」(12.1%) の順となっています。

性別にみると、「警察」は、男女ともすべての年代で最も高く、次いで男性は「市役所」、女性は「民間の機関 (弁護士会・民間シェルターなど)」となっています。

(5) 男女共同参画社会の形成に当たっての行政に対する要望

問 「男女共同参画社会」を形成していくため、柳井市に望むことは何ですか。(〇はいくつでも)



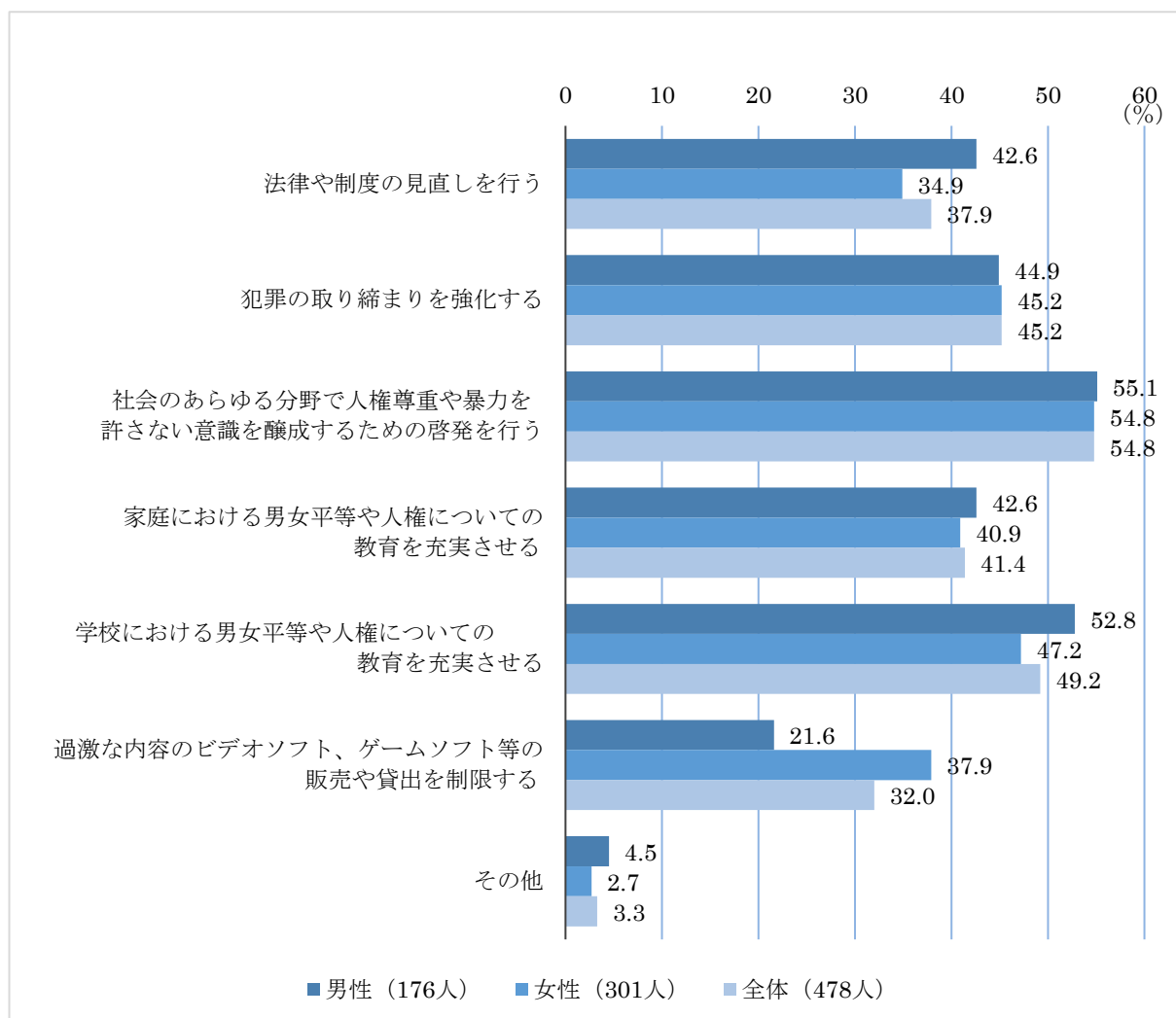
(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

「保育所、学童保育などの施設・サービスを整備すること」が 58.4%と最も高く、以下「介護施設、サービスを整備すること」(55.6%)、「男女平等、相互理解・協力についての普及・啓発を進めること」(40.8%)の順になっています。

性別にみると、男女とも「保育所、学童保育などの施設・サービスを整備すること」、「介護施設、サービスを整備すること」が高くなっています。

(6) 男女間における暴力をなくすに当たっての行政に対する要望

問 あなたは、男女間における暴力をなくすためにはどうしたらよいと思いますか。(〇は
いくつでも)



(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

「社会のあらゆる分野で人権尊重や暴力を許さない意識を醸成するための啓発を行う」(54.8%) が最も高く、以下「学校における男女平等や人権についての教育を充実させる」(49.2%)、「犯罪の取り締まりを強化する」(45.2%)、「家庭における男女平等や人権についての教育を充実させる」(41.4%)、「法律や制度の見直しを行う」(37.9%) の順となっています。

男女別にみると、男女とも「社会のあらゆる分野で人権尊重や暴力を許さない意識を醸成するための啓発を行う」(男性 55.1%、女性 54.8%) が最も高くなっています。また、「過激な内容のビデオソフト、ゲームソフト等の販売や貸出を制限する」(同 21.6%、37.9%) では、女性が男性を 16.3 ポイント上回っています。

このほかの「平成 28 年意識調査」の結果は、第 2 章中で本計画の内容とともに取り上げていきます。

7 基本目標

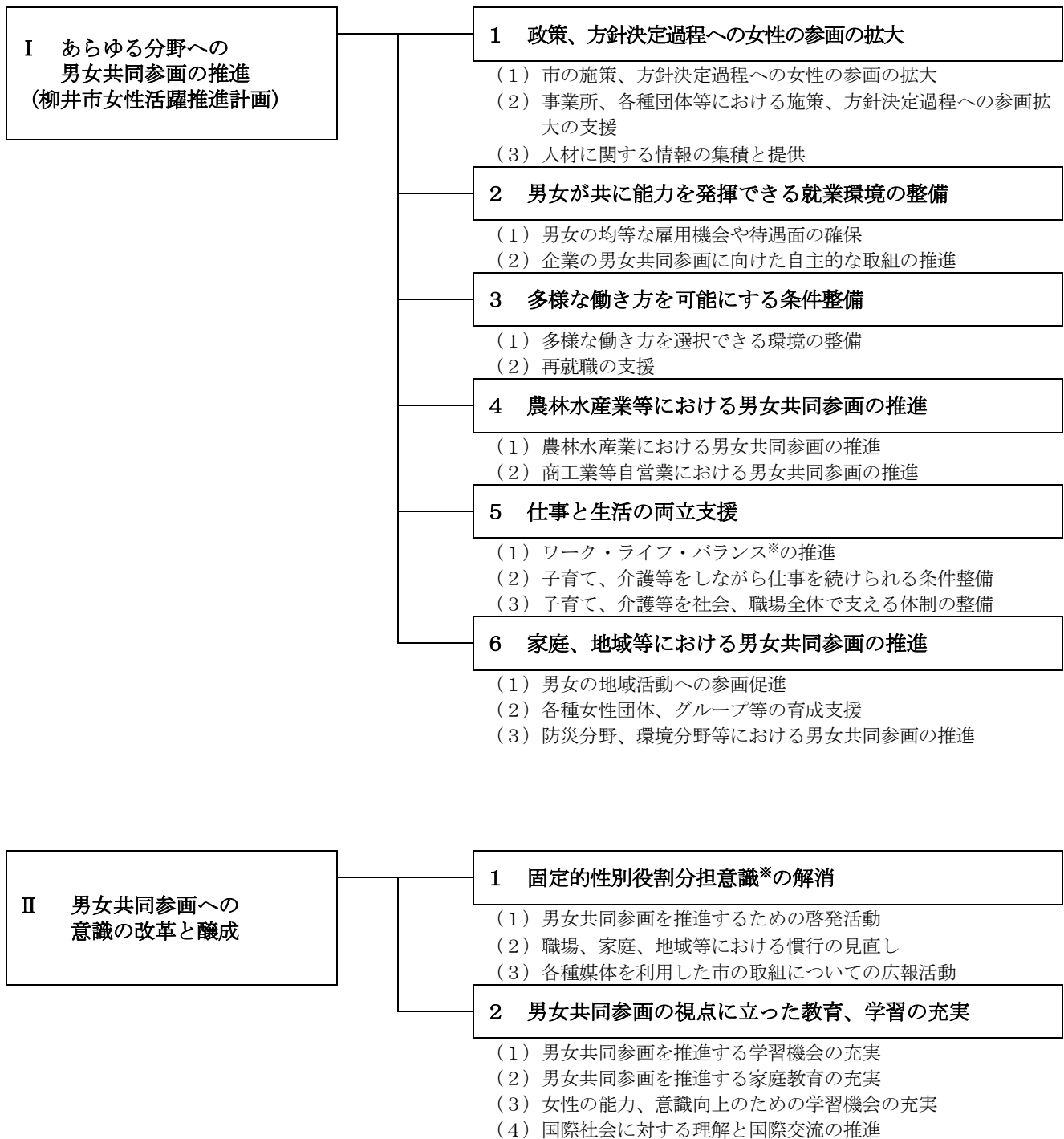
本市における男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を展開するため、次の 3 つの基本目標を掲げます。

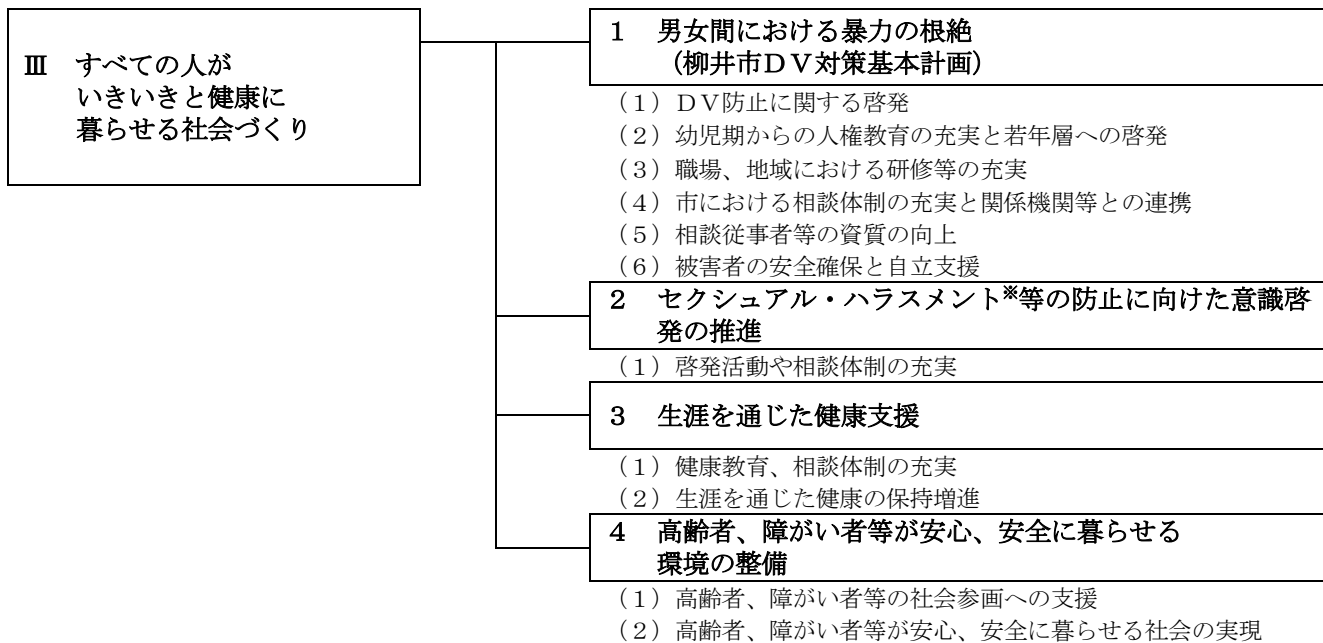
- I あらゆる分野への男女共同参画の推進
- II 男女共同参画への意識の改革と醸成
- III すべての人がいきいきと健康に暮らせる社会づくり

第3次柳井市男女共同参画基本計画施策体系図

3つの基本目標

1 2の重点項目と施策





第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進【柳井市女性活躍推進計画】

重点項目1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会を実現するためには、政策、方針決定過程への女性の参画が促進され、多様な意見が公平、公正に反映されることが重要ですが、未だ十分とは言えない状況です。本市における審議会等への女性の登用割合は、平成29年3月末現在39.7%となっています。

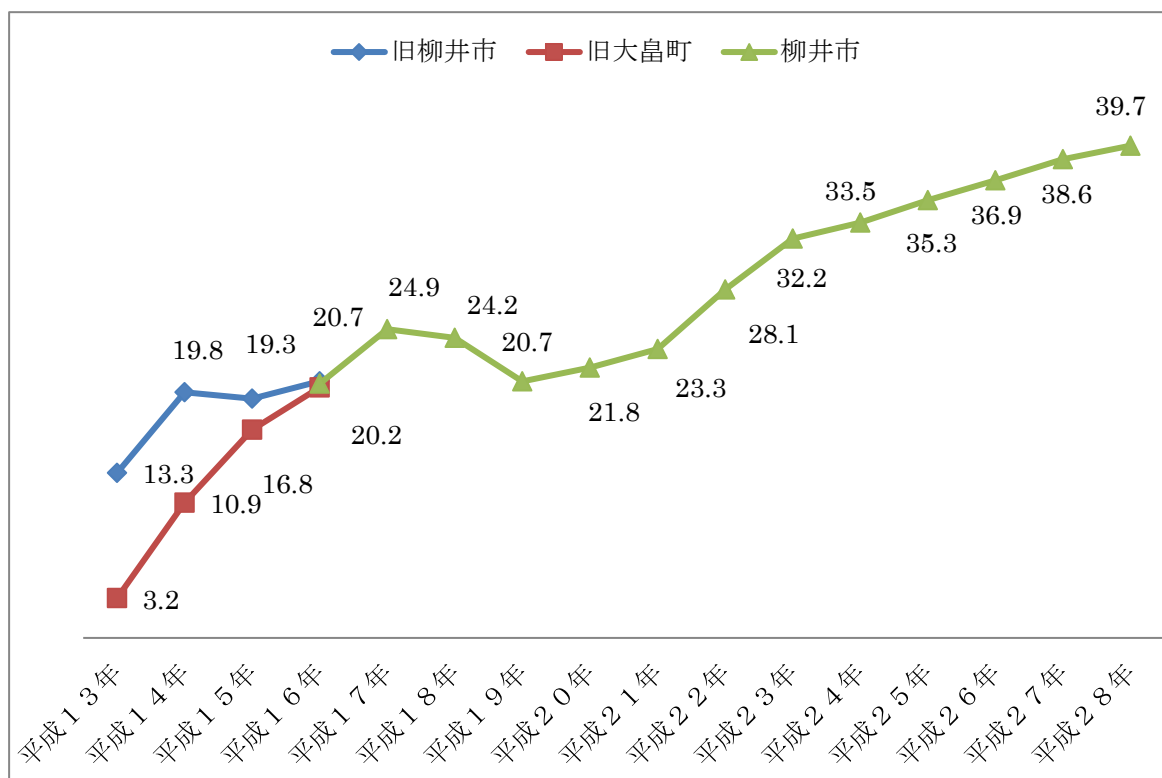
「平成28年意識調査」における「役職への就任について」の問いに、無条件に「引き受ける・引き受けることを勧める」と答えた人の割合は、全ての分野において前回調査（平成23年意識調査）を上回っていますが、最大でも「自治会長」の11.1%（前回7%）でした。「引き受ける場合にも諸条件が整った場合等に引き受ける・引き受けることを勧める」と答えた人の割合との合計では、「職場の管理職や役員」が最も高い割合で53.9%（前回52.6%）と前回調査を上回りましたが、最も低い割合となった「自治会長」では、39.7%（前回40.6%）と前回調査を下回っています。

また、「社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由について」の問いには、「男性優位の組織運営」（48.1%）が最も高く、「家族、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」（35.8%）、「女性側の積極性が十分でない」（34.1%）と続きました。

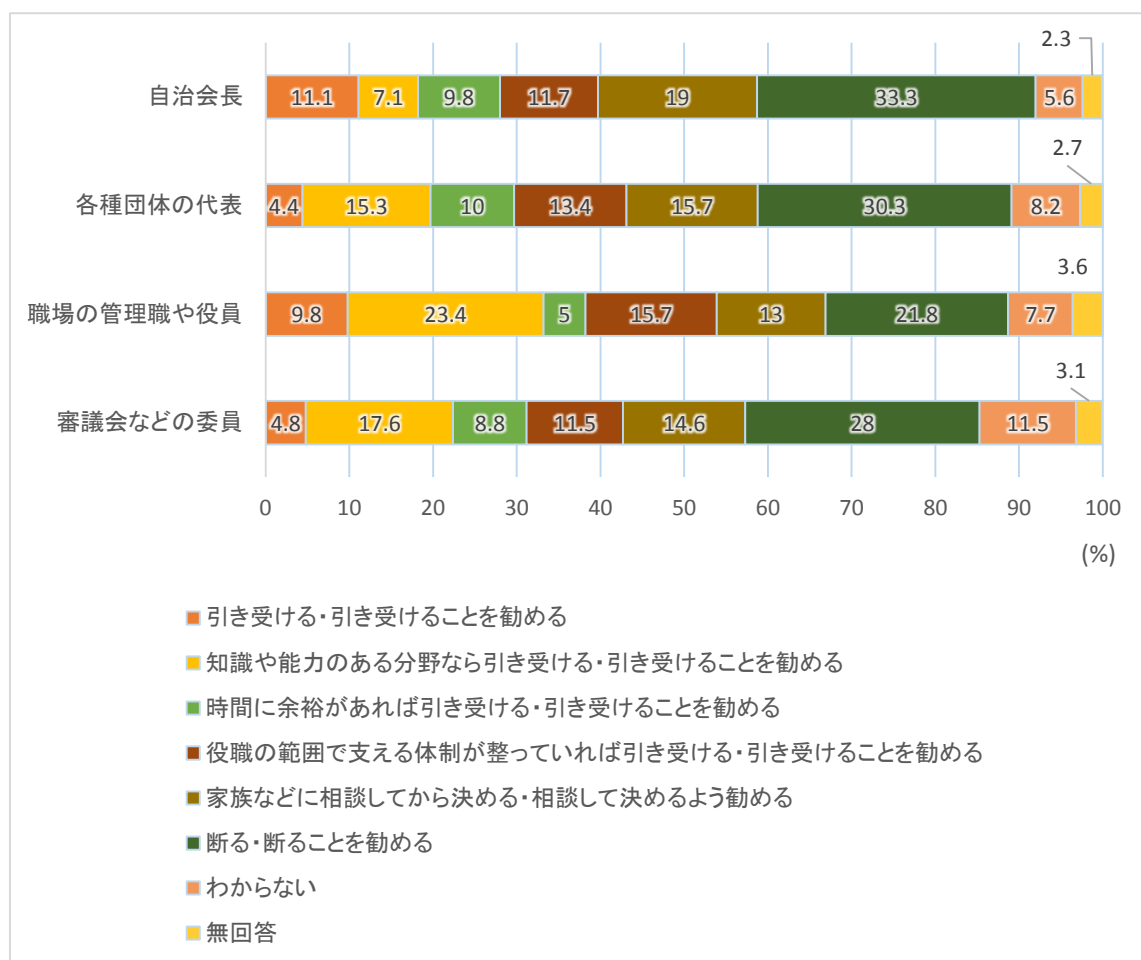
本市においては、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※を推進し、社会のあらゆる分野で、男女の意見が反映されるよう、人材育成に努めながら施策、方針決定過程への女性の参画を進めていく必要があります。

□審議会等における柳井市の女性委員の登用状況

(単位：％)



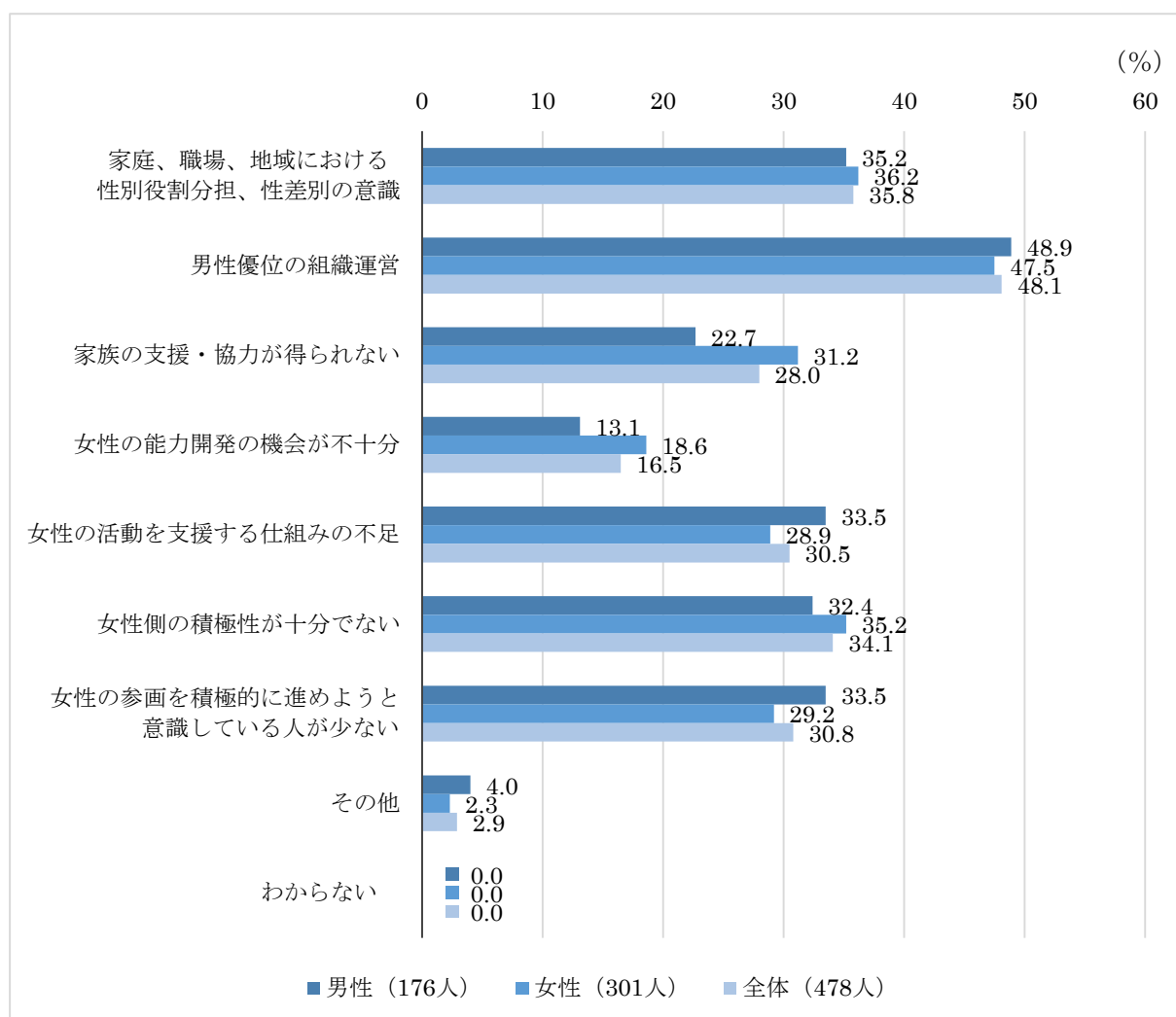
問 あなたが女性の場合はあなた自身が、あなたが男性の場合は妻など身近な女性が、もし次のような役職に就くことを依頼された場合、どうしますか。あなたの気持ちに最も近いものを選んでください。(それぞれひとつずつ)



(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

問 社会の中で、意思決定の場に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。

(○はいくつでも)



(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

【施策の方向】

1 市の施策、方針決定過程への女性の参画の拡大

- (1) 国においては、2020 年（平成 32 年）までに、各種分野における指導的地位に女性が占める割合を 30%とする目標を設定しています。本市では平成 34 年度末までに審議会等への女性の登用割合を 45%とすることを目標として全庁的に取り組みます。
- (2) 女性が幅広く参画できるよう、審議会等の公募枠の拡大、重複兼務委員の解消に努めます。
- (3) 市政に男女の意見が十分に反映されるよう、市政に関する情報提供の充実を図り、女性の市政に関する関心や意欲を高め、女性が市政に参画しやすい環境づくりを推進します。

- (4) 「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画※により、市役所の女性職員の管理職への登用や、女性が配置されていない職務、役職へも積極的に女性を配置するなど職域拡大を進め、職務経験を通じた多様なキャリア形成を支援し、女性職員の計画的な人材育成に取り組めます。
- (5) 代替要員の確保等による育児休業、介護休業等取得しやすい環境づくりや、業務の見直しによる時間外勤務の縮減等により、市役所の男性職員、女性職員ともに仕事と生活の調和を実現しやすい職場環境の整備を行います。

具体的取組	所管課
審議会等委員に占める女性委員の登用率の向上	政策企画課 総務課
審議会等委員に占める女性委員の登用状況や重複兼務委員の調査	総務課
市役所の女性職員が働き続けていく上での相談に対する助言	総務課
市役所における性別にとらわれない職域拡大や職務経験を通じた人材育成	総務課
市役所における育児休業等の取得や時間外勤務縮減の推進	総務課

2 事業所、各種団体等における施策、方針決定過程への参画拡大の支援

- (1) 女性の管理職や指導的役職への登用を進めるための社会的機運の醸成に努めます。また、事業者や民間団体等に対し、協力要請や情報提供等の支援に努めます。
- (2) 女性就業者のリーダーとしての能力発揮に向けて、事業者の積極的取組を促進するため、「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」の普及啓発に努めます。

具体的取組	所管課
事業者に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※についての情報提供や啓発活動	商工観光課
各種団体への研修等開催の情報提供	政策企画課
「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」の周知	商工観光課

3 人材に関する情報の集積と提供

- (1) 審議会等への女性の参画状況についての調査を定期的に行い、情報を提供します。
- (2) 女性の登用を促進するために、人材に関する情報の収集、整理を行い、個人情報保護に配慮しながら情報の活用を図ります。

具体的取組	所管課
審議会等への女性委員の登用率の公表	政策企画課
女性人材情報の収集、整備	政策企画課

重点項目 2 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備

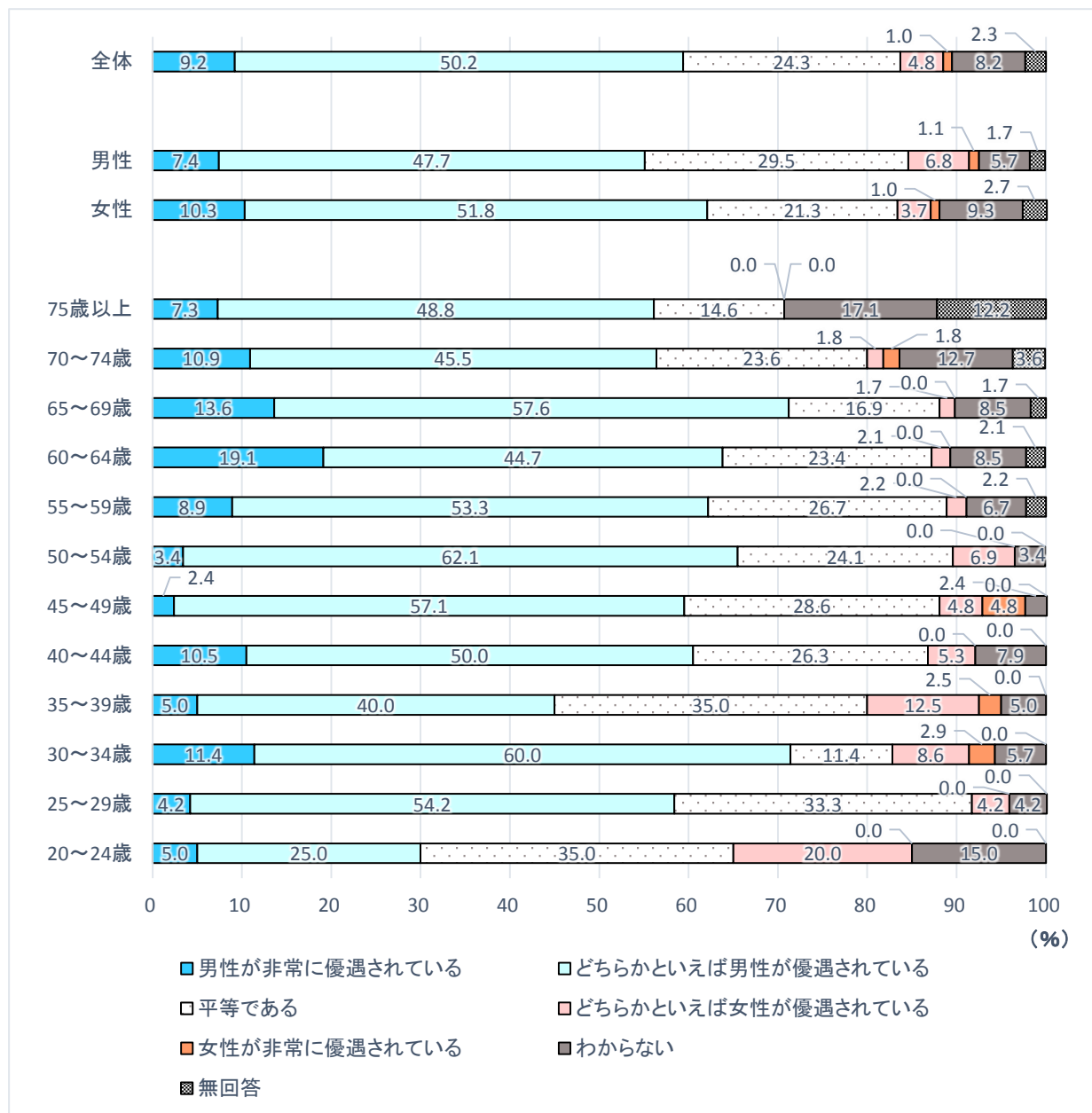
就業は生活の経済的基盤であり、また働くことは自己実現につながるものです。働きたい人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現にとっても、社会経済活動の活力の源という点からも重要な意味を持ちます。

働く女性の増加に伴い、女性の雇用の場における待遇は、法制面の整備により環境が改善されてきましたが、「平成 28 年意識調査」においては、「就職の機会や職場の中で男女の地位は平等になっていると思うか」という問いに対して、「男性が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人の割合は 59.4%（前回 60.7%）と、「平等である」と答えた人の割合の 24.3%（前回 21.4%）を大きく上回っており、現実的には男女の格差は解消されたとは言えません。

「平成 28 年意識調査」における「女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこと」についての問いでは、「育児・介護との両立について、職場の支援体制が整っていること」（70.3%）と答えた人の割合が最も高く、次いで「職場の上司・同僚が、女性が働くことに理解があること」（55.2%）、「性別に関係なく仕事が適正に評価されること」（54.0%）、「長時間労働の必要がないこと、勤務時間が柔軟であること」（42.7%）の順となっています。

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を実現するため、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、事業所への普及啓発に努めるとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※など事業所の自主的な取組を促進していく必要があります。

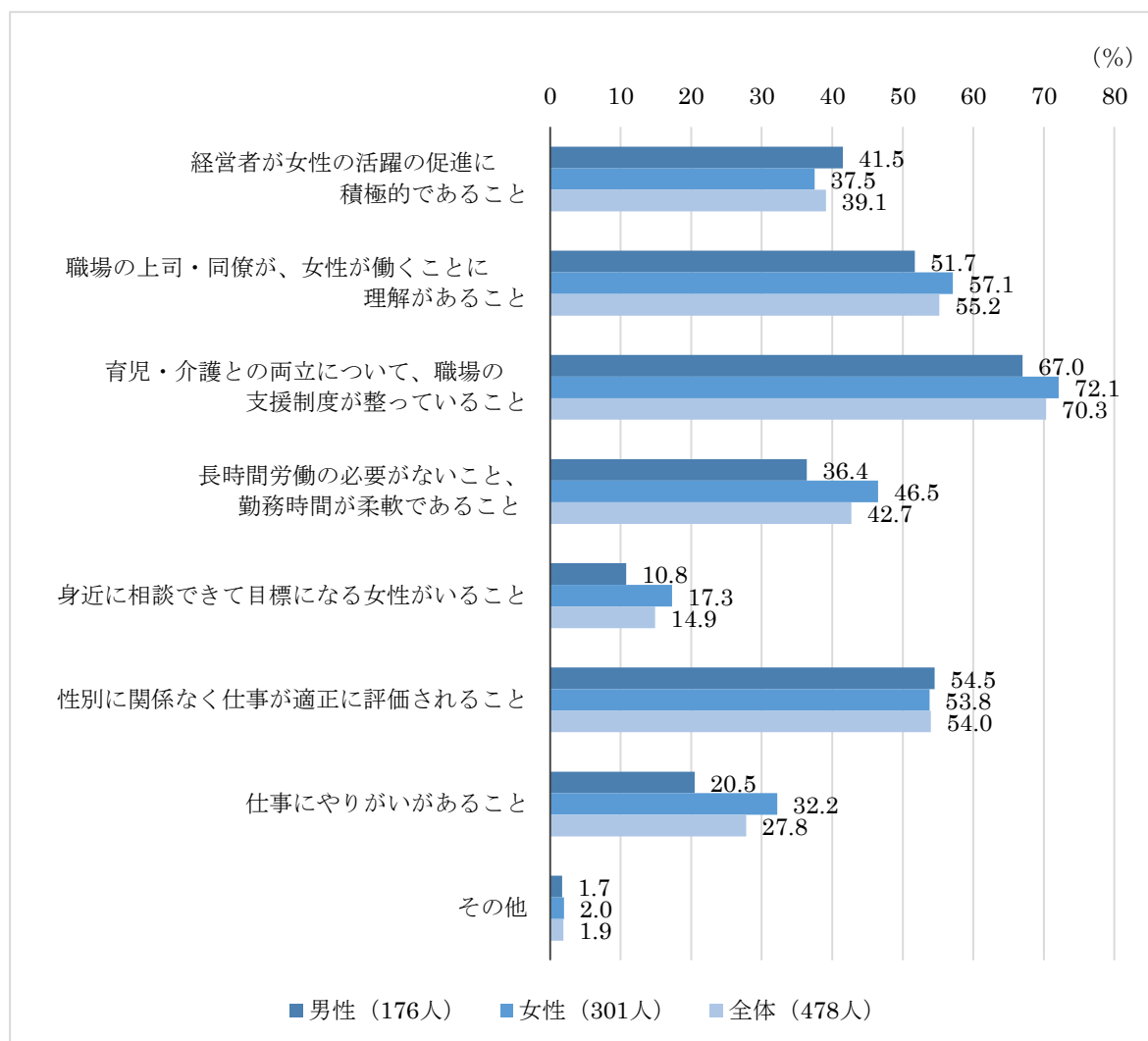
問 就職の機会や職場の中で男女の地位は平等になっていると思いますか。(〇はひとつだけ)



(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

問 女性が活躍できる仕事・職場環境にするために、何が必要と思いますか。

(〇はいくつでも)



(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

【施策の方向】

1 男女の均等な雇用機会や待遇面の確保

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保が図られるよう、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、セミナーの開催や啓発資料等の情報提供等により、「男女雇用機会均等法※」や「女性活躍推進法」などの関係法令の周知を図ります。
- (2) セクシュアル・ハラスメント※等の防止や雇用管理の改善を図るため、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、啓発資料の配布による意識啓発や、相談窓口等に関する情報提供に努めます。

具体的取組	所管課
事業所への関係法制度の周知	商工観光課
啓発用パンフレットの配布	商工観光課

2 企業の男女共同参画に向けた自主的な取組の推進

- (1) 山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)※や仕事と家庭、地域生活の両立に積極的に取り組む事業者、団体等を認証する制度等の情報提供に努めます。
- (2) 女性が活躍できる雇用環境の整備促進のため、事業所に対して「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定・実施の推進啓発に努めます。
- (3) 山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備に対する認定制度等の情報提供に努めます。
- (4) 事業所における主体的な取組を促すため、男女共同参画に関する取組事例を収集し、各種広報媒体を活用して啓発に努めます。

具体的取組	所管課
山口県「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」の周知	商工観光課
山口県「やまぐち子育て応援企業宣言制度」「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」の周知	商工観光課
啓発用パンフレットの配布	商工観光課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発	商工観光課

重点項目 3 多様な働き方を可能にする条件整備

働く女性の増加に伴い、法制面の整備は進んできていますが、継続就業を望んでいるにもかかわらず、出産、子育て、介護等により仕事を中断する傾向は、改善傾向にあるものの、いまだに解消されていません。労働者が多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれのライフスタイルに応じた労働条件が確保されることは、労働分野における男女共同参画を推進する上で重要な課題です。

また、パートタイム労働、派遣労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義がある一方、男性と比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差は、男女間の格差の一因となっているという面もあり、非正規雇用における雇用環境の整備を図っていくことも大きな課題です。

こうした中で、女性をはじめとして多様な人材が活躍できるようにするためにも、継続就業及び再就職に対する各種情報提供や相談体制の整備等に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

1 多様な働き方を選択できる環境の整備

- (1) 結婚や出産にかかわらず意欲ある女性が継続して働き続け、能力を発揮することができるよう、育児休業や短時間勤務制度など多様で柔軟な働き方が可能となる環境づくりを推進します。
- (2) パートタイム労働者が適正な労働条件等の雇用環境で働くことができるよう、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、パートタイム労働法^{*}等関係法令等の普及啓発に努めます。
- (3) 派遣労働者の雇用の安定や労働福祉の向上を促すため、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、労働者派遣法等の普及啓発に努めます。
- (4) 女性労働者の就業能力を高め、適切な職業を選択できるための意識啓発、情報提供等に努めます。
- (5) 母子父子自立支援員を配置し就労相談等の就業支援に努めるとともに、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。

具体的取組	所管課
事業所への関係法制度の周知	商工観光課
啓発用パンフレットの配布	商工観光課
「ひとり親家庭の皆様へ」チラシの作成、配布	社会福祉課
ひとり親家庭の相談指導、自立のための就労支援	社会福祉課

2 再就職の支援

- (1) 出産、子育て、介護等でいったん離職した女性の再就職や起業の支援等に必要な情報の提供に努めます。
- (2) 再就職を希望する女性の能力開発を支援するための公共職業訓練や各種資格を得るための情報、有資格者に対する雇用情報の提供など、関係団体と連携して職業能力を発揮できる働き方を支援します。

具体的取組	所管課
関係行政機関との連携による相談窓口の周知	商工観光課
求人確保促進月間に合わせた事業所への女性雇用の要請	商工観光課
山口県の職業訓練や研修会等の情報提供	商工観光課

重点項目 4 農林水産業等における男女共同参画の推進

「2015 年農林業センサス」によると、本市における農業就業人口の 49.6%（山口県 51.5%、全国 48.1%）を女性が占め、農作業従事者として大きな戦力となっています。水産業では、担い手の高齢化に伴い、選別、出荷、加工、補助作業等の主として陸上作業における女性の役割が大きくなっています。また、個人商店等の商工業においても、女性は重要な経営の担い手となっています。

一方、農林水産業、農山漁村を活性化させるために、農林漁業経営の多角化・複合化、6 次産業化等の取組による経営改善の促進や、農山漁村を教育、観光の場として活用する都市農村交流等の促進の取組が行われており、女性の活躍が注目されています。

こうした中で、農林水産業、商工業いずれの分野においても、女性が男性と対等に経営等に参画できるようにするため、研修会の開催や起業への支援等に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

1 農林水産業における男女共同参画の推進

- (1) 農林漁業団体や農業委員等、団体、組織での方針決定の場への女性参画を促進するとともに、女性リーダーの育成を図るための先進的な取組等に関する情報提供に努めます。
- (2) 柳井市農山漁村女性連携会議等の関係機関、団体との連携により、先進的な取組や知識、技術に関する情報交換や提供に努め、農林漁業経営の多角化・複合化、6 次産業化等による付加価値の向上分を経営に取り入れる取組の推進に努めます。
- (3) 地域農業振興を担っていく女性の認定農業者及び指導農業者、農家生活改善士の育成に努めるとともに、女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定[※]の締結促進に努めます。
- (4) 都市と農山漁村が支え合い、持続可能な農山漁村の暮らしをつくっていけるよう、特産品づくりや地産地消の推進等への取組を支援します。
- (5) 男女を問わず農林水産業への就業意欲のある人を対象とした研修会の開催や情報提供等に努め、新規就業者を支援します。

具体的取組	所管課
柳井市農山漁村女性連携会議の活動支援	農林水産課
女性の認定農業者及び指導農業者、農家生活改善士の育成、活動支援	農林水産課
農林漁業経営の多角化・複合化、6次産業化等への支援	農林水産課
家族経営協定※の締結推進	農業委員会
都市農村交流施設における女性団体との連携	農林水産課
農林水産業への新規就業の支援	農林水産課

2 商工業等自営業における男女共同参画の推進

- (1) 商工会議所、商工会など商工団体での方針決定の場への、女性参画の促進に向けた普及啓発活動に取り組みます。
- (2) 商工会議所、商工会など商工団体が実施する各種研修会や講習会等への支援に取り組みます。
- (3) 男女を問わず起業意欲のある者を対象とした講習会等の情報提供、起業化のための低利融資制度の周知に努めます。

具体的取組	所管課
商工会議所、商工会など商工団体への啓発普及活動	商工観光課
商工会議所、商工会など商工団体の各種研修会や講習会等の支援	商工観光課
事業所への関係法制度の周知	商工観光課

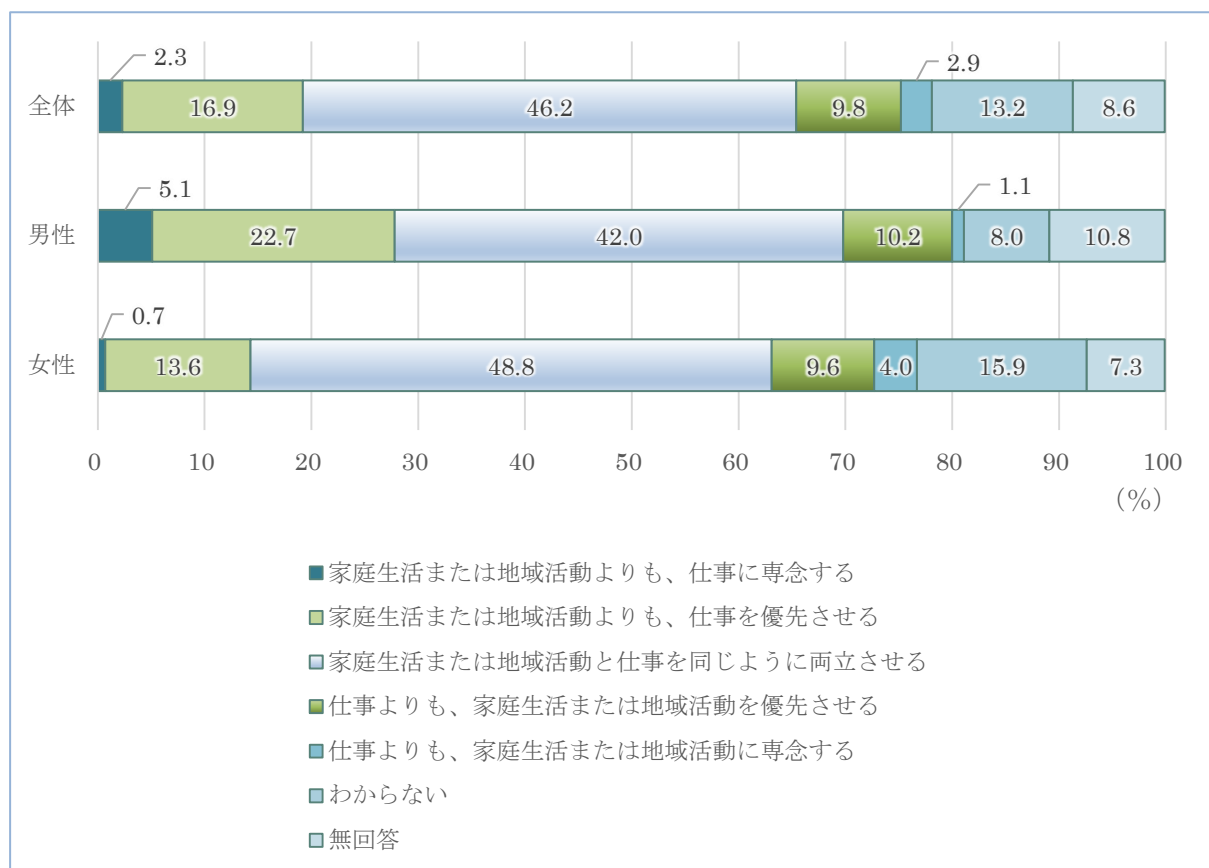
重点項目 5 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児、介護も含め、家族が安心して暮らしていく上で重要なものです。

「平成 28 年意識調査」における「仕事と家庭・地域活動への望ましい係わり方」については、「家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させる」が 46.2%と最も高いのに対し、「仕事と家庭・地域活動への係わり方の現在の状況」については、「家庭生活または地域活動よりも仕事を優先させている」が 28.0%と最も高く、「家庭生活または地域活動と仕事を両立させている」と回答している人は 19.9%にとどまり、仕事と生活の調和が図られていない状況が見られました。また、男性では「仕事に専念している」と回答している人が 11.4%で、「家庭生活または地域活動を優先させている」（4.5%）、「家庭生活または地域活動に専念している」（4.5%）と回答している人を上回っている一方で、女性では「仕事に専念している」と回答している人は 6.3%で、「家庭生活または地域活動を優先させている」（13.3%）、「家庭生活または地域活動に専念している」（13.3%）を下回っています。

男女が共に仕事と生活を両立し社会のあらゆる活動に参画していくために、家庭での役割を男女が共に担う意識づくりや、家事、子育て及び介護に関する具体的な知識や技術を身につけられるような啓発を推進するとともに、子育て支援策や介護支援策等と密接な連携を図りながら、企業、労働者、国及び県と連携し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

問 仕事との関係において、家庭生活または自治会やボランティアなどの地域活動をどのように位置づけるのが望ましいと思いますか。(○はひとつだけ)



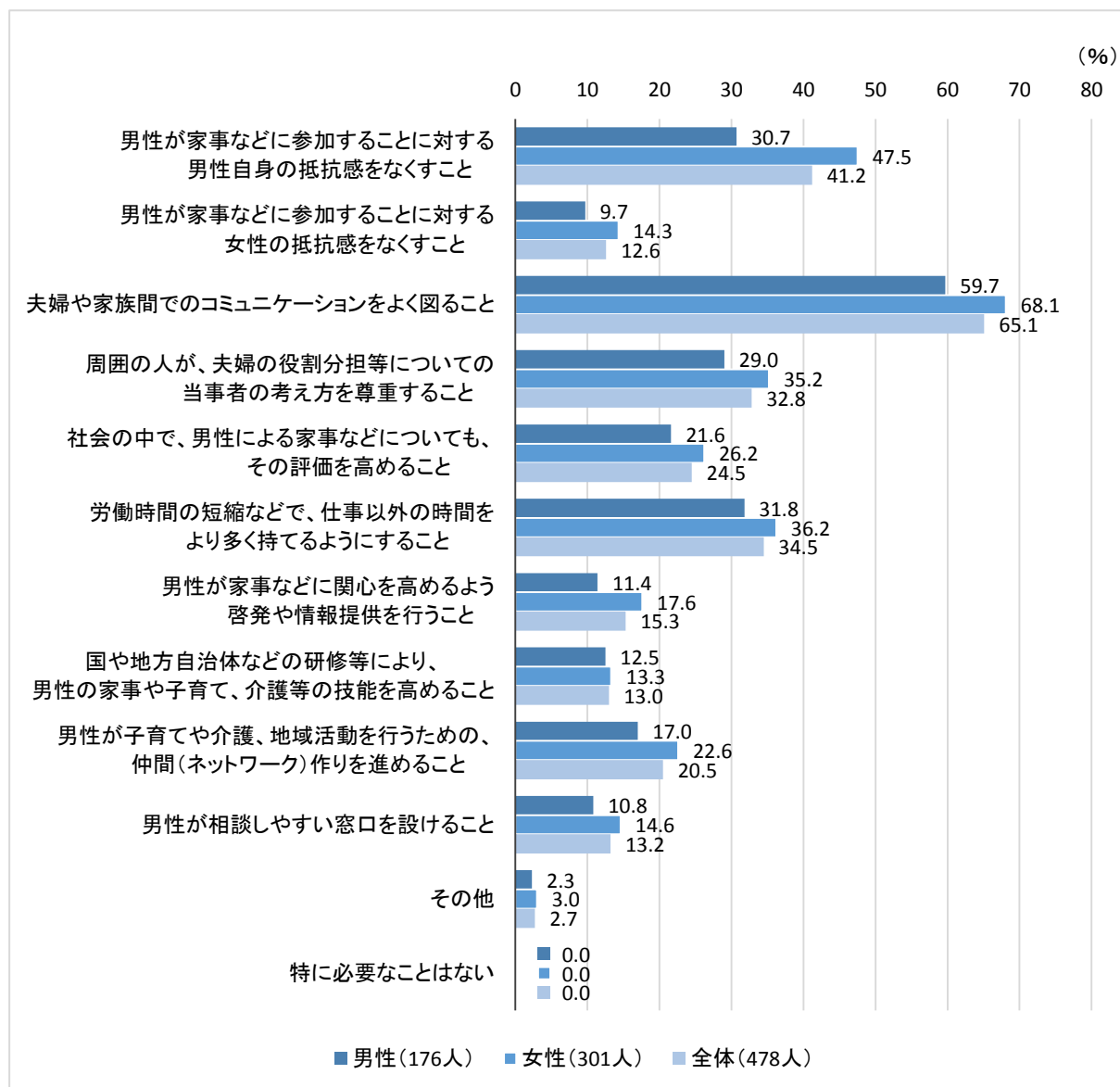
(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

問 続いて、現在の状況では、あなたは次のどれに当てはまりますか。(○はひとつだけ)



(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

問 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)



(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

【施策の方向】

1 ワーク・ライフ・バランス※の推進

(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)が企業や社会経済の活性化、家庭生活の充実、地域社会とのつながりの強化に資することを強調しながら、その推進のための法制度や各種支援制度についての周知を図ります。

具体的取組	所管課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発	政策企画課
啓発用パンフレットの配布	政策企画課

2 子育て、介護等をしながら仕事を続けられる条件整備

- (1) 家事を含めた育児や介護等の家庭生活に、男女が協力して関わることについての意識啓発活動を行い、男性の積極的な家庭生活への参画を促進します。
- (2) 男女が共に仕事と家庭、地域活動を両立できるよう、育児、介護等についての社会的サービスの情報提供、取組を進めます。
- (3) 子育てへの不安や負担を解消するための適切な情報提供を行うとともに、子育て家庭が気軽に相談できる身近な協力者を養成します。
- (4) 高齢者の健康維持と介護予防対策等の充実により、介護に対する家族の負担軽減を図ります。
- (5) 高齢者一人ひとりの介護ニーズに即したサービスが適切に提供されるよう、介護支援策の充実を図ります。

具体的取組	所管課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発	政策企画課
啓発用パンフレットの配布	政策企画課
保育所、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等保育サービスの充実	社会福祉課
子育てに関する冊子の制作、配布	健康増進課
子育てに関する各種教室の開催	健康増進課
柳井市母子保健推進協議会の活動支援	健康増進課
子育て支援センターの活動支援	社会福祉課
高齢者を対象とした介護予防のための各種教室の開催	高齢者支援課
各種団体による高齢者訪問等の活動支援	高齢者支援課
介護予防出前講座の開催	高齢者支援課
地域包括支援センター※を中心とした総合的介護支援	高齢者支援課

3 子育て、介護等を社会、職場全体で支える体制の整備

- (1) 事業所を対象に、育児・介護休業や短時間勤務制度など、仕事と家庭生活の両立のための制度の定着促進を図るため、山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、その普及啓発に努めるとともに、事業主に対する国の助成制度等についての周知を図ります。
- (2) 山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)※や仕事と家庭、地域生活の両立に積極的に取り組む事業者、団体等を認証する制度等の情報提供に努めます。(重点項目2 再掲)
- (3) 女性が活躍できる雇用環境の整備促進のため、事業所に対して「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定・実施の推進啓発に努めます。(重点項目2 再掲)
- (4) 山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備に対する認定制度等の情報提供に努めます。(重点項目2 再掲)
- (5) 事業所に対して、山口県が取り組む毎月第3日曜日を標準とした「家庭の日※」の趣旨についての啓発を行うとともに、労働者が家族のきずなを深め、健康で豊かな生活を送れるよう、長時間労働を抑制し、年次有給休暇が取得されるような気運を醸成します。

具体的取組	所管課
啓発用パンフレットの配布	政策企画課 商工観光課
山口県「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」の周知	商工観光課
山口県「やまぐち子育て応援企業宣言制度」「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」の周知	商工観光課
山口県「やまぐち子育て県民運動」の啓発及び「やまぐち子育て家庭応援優待制度」の周知	社会福祉課

重点項目 6 家庭、地域等における男女共同参画の推進

地域は家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、男女が共に仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとりながら関わっていくことは、男女共同参画社会の実現にとって大変重要なことです。その実現のためには、地域における施策、方針決定過程へ男女が共に参画できる環境づくりを行うことが必要です。

また、防災、環境等の分野においては、地域に根ざした活動も多く、組織の運営や活動の進め方について男女共同参画の視点が大切です。防災の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮することが重要であり、防災に関する施策、方針決定過程や防災活動の現場における女性の参画を促進していく必要があります。環境面の取組においても、環境に関する施策、方針決定過程への女性の参画を図っていく必要があります。

【施策の方向】

1 男女の地域活動への参画促進

- (1) 男性に多く見受けられる職場優先の意識や生活様式を見直し、男女が様々な地域活動に積極的に参画できるよう、啓発に努めます。
- (2) 家庭とともに身近な暮らしの場である地域でのコミュニティ活動を推進するための人材育成に努め、意欲的な担い手等に対する研修や学習機会の充実を図ります。

具体的取組	所管課
啓発用パンフレットの配布	政策企画課
各種団体のコミュニティ活動支援	地域づくり推進課

2 各種女性団体、グループ等の育成支援

- (1) 柳井市女性団体連絡協議会参加団体をはじめ、女性の視点をもって自主的、主体的に地域づくりに取り組む各種団体、グループ相互の連携を促進し、組織の活性化を支援します。

具体的取組	所管課
各種団体の取組への支援	政策企画課
やない市民活動センターの活動支援	地域づくり推進課

3 防災分野、環境分野等における男女共同参画の推進

- (1) 防災分野における防災体制の整備に当たっては、被災時や復興段階における男女のニーズの違いに着目し、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。
- (2) 防災に関する施策、方針決定過程や防災活動の現場等、組織の運営や活動の進め方における女性の参画推進を図ります。
- (3) 環境分野に関する施策、方針決定過程への女性の参画推進を図り、環境問題への取組に男女の意見が反映されるよう努めます。

具体的取組	所管課
各種災害対策における女性の視点からの意見反映	危機管理室
地域防災活動への女性参画の推進	危機管理室
環境保全活動への女性参画の推進	市民生活課

基本目標Ⅱ 男女共同参画への意識の改革と醸成

重点項目1 固定的性別役割分担意識※の解消

男女共同参画社会の実現のためには、すべての人が性別に関係なく一人ひとりの人間としての尊厳が守られ、基本的人権が尊重されなければなりません。しかし、今日においてもなお、社会通念や経済活動、地域社会、家庭等の様々な場面で、男女の地位の平等感が十分に醸成されているとは言えません。

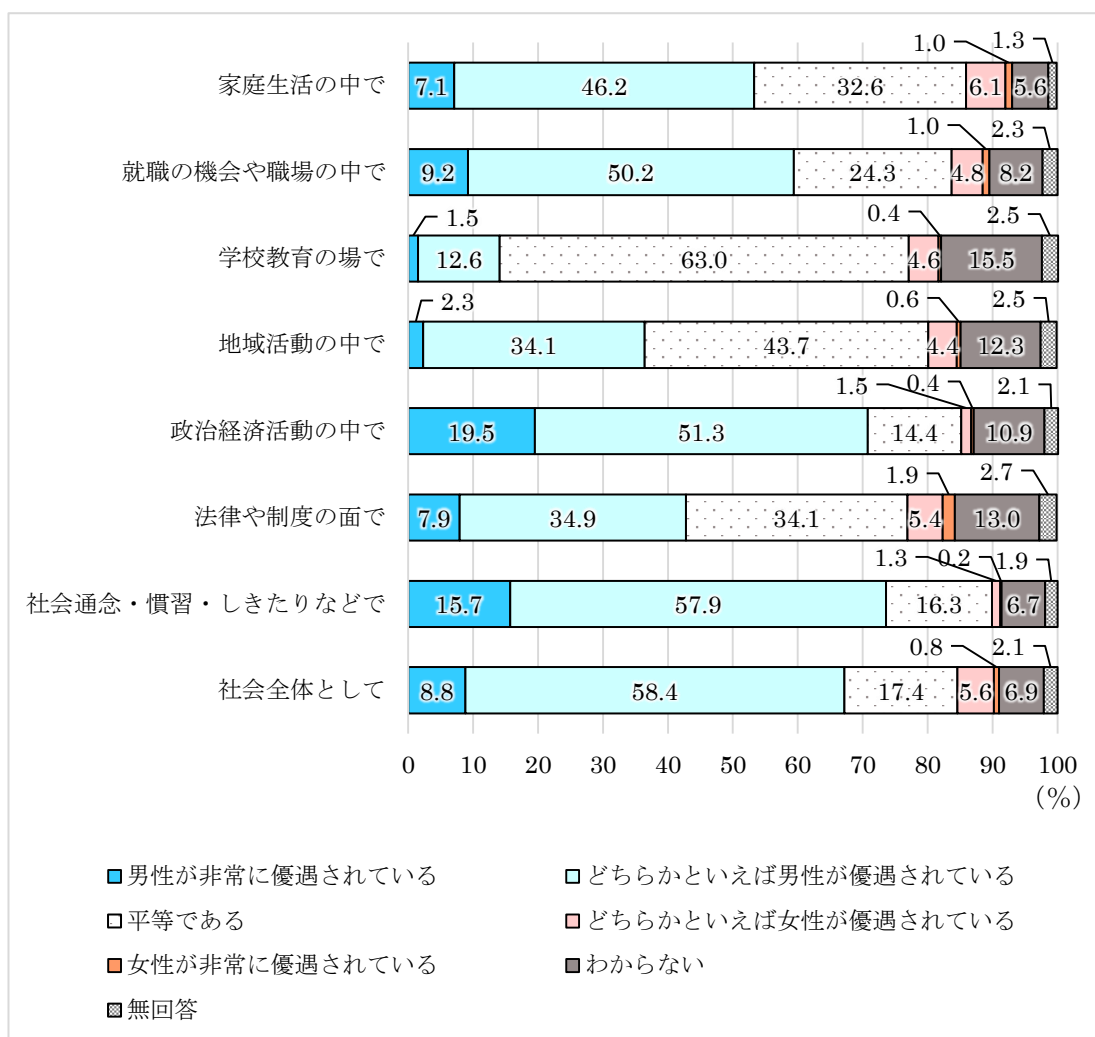
「平成28年意識調査」における「男女の地位の平等」についての問いに、「平等」と答えた人の割合は、「学校教育の場で」（63.0%、前回64.3%）の分野が最も高く、以下「地域活動の中で」（43.7%、前回39.6%）、「法律や制度の面で」（34.1%、前回37.0%）となっています。

その一方で、「男性が優遇されている」と答えた人の割合は、「社会通念・慣習・しきたりなどで」（73.6%、前回72.0%）、「政治経済活動の中で」（70.8%、前回65.4%）、「就職の機会や職場の中で」（59.4%、前回60.7%）、「家庭生活の中で」（53.3%、前回55.4%）となっており、前回同様に5割を超えていました。また、社会全体として男性が優遇されていると考える人も、高い割合（67.2%、新規）となりました。

男女共同参画社会を実現する障害の一つとして、社会制度や慣行の背景にある「固定的性別役割分担意識※」が挙げられます。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありませんが、社会活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が互いに人権を尊重し、対等な立場で社会のあらゆる分野に参画できるよう、男女の人権意識をより一層高めるための効果的な啓発等に取り組んでいく必要があります。

さらに、LGBT※等の性的少数者には、偏見や固定観念等により困難な状況に置かれ、人権を侵害されている人々がいます。そのため、一人ひとりが、自信と誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や固定的性別役割分担意識※の解消が必要です。

問 あなたは、次のような各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものを選んでください。(○はそれぞれひとつだけ)



(平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より)

【施策の方向】

1 男女共同参画を推進するための啓発活動

- (1) 多様化した学習需要に対応し、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、男女共同参画の理念や「社会的性別（ジェンダー）」の視点の定義について、分かりやすい広報、啓発活動を行います。
- (2) 「男女共同参画週間」「行政相談週間」「人権週間」など様々な機会を通じ、男女共同参画に関する認識を深めるための啓発活動を行います。
- (3) 市内各種団体主催の男女共同参画の推進に資する講演会、講座等の開催を支援します。

具体的取組	所管課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発	政策企画課 人権啓発室
生涯学習、社会教育活動の支援	生涯学習・スポーツ 推進課
女性団体等の活動支援	政策企画課

2 職場、家庭、地域等における慣行の見直し

- (1) 男女共同参画を阻害する要因となる慣行や固定的性別役割分担意識^{*}等についての調査を実施するとともに、国、県、関係機関等が行っている男女共同参画の推進に関する情報を収集し、提供します。
- (2) 性別、年齢に応じた広報、啓発活動を行い、「男は仕事、女は家庭」の言葉に代表される固定的性別役割分担意識^{*}の解消を図ります。
- (3) 学校教育や社会教育において、人権教育、男女平等教育の充実と推進を図ります。

具体的取組	所管課
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	政策企画課
男女共同参画に関する情報の収集、整備、提供	政策企画課
「男女共同参画社会」という用語の周知	政策企画課
人権教育、男女平等教育の推進	学校教育課 生涯学習・スポーツ 推進課 人権教育室
企業を対象とした人権研修の開催	人権教育室

3 各種媒体を利用した市の取組についての広報活動

- (1) 本市における男女共同参画に関する施策の取組状況等について、報道機関への情報提供等により、広く内外へ情報発信を行います。

具体的取組	所管課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による広報活動	政策企画課

重点項目 2 男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実

男女共同参画社会を実現するためには、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野で共に自立してその個性と能力を発揮できるような環境づくりが求められます。

そのためには、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、人権尊重を基盤とした男女平等を推進する教育、学習の充実を図っていく必要があります。

また、子どもは家庭の中で生活習慣等を身に付け成長していくことから、男女共同参画の視点に立った家庭教育を支援し、次代を担う子どもたちが個性と能力を発揮して、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるような取組が重要です。また、三世交代等の機会を通して、世代を超えた共通理解を促す取組も必要です。

男女が固定的性別役割分担意識^{*}にとらわれることなく、主体的で多様な選択を行える能力を身につけられるようにするためには、人生を通じたそれぞれの段階における学習機会の充実を図るとともに、社会のあらゆる分野において女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメント^{*}を促進していく必要があります。

さらに、国際理解を高めることは、多様な価値観を受け入れ、男女共同参画社会の醸成にもつながることから、国際理解教育への取組も必要です。

【施策の方向】

1 男女共同参画を推進する学習機会の充実

- (1) 幼児が、遊びや集団活動等を通じて、幼児期にふさわしい日常生活におけるルールや道徳心、男女平等に関する意識を育めるよう、幼稚園、保育所等との連携を推進します。
- (2) 学校教育における男女共同参画の学習の一貫性を確保し、男女共同参画社会の形成は男女の生物学的な違いを否定するものではないことを正しく理解させるとともに、性別にとられない進路指導や相談体制の充実を図ります。
- (3) 子どもたちの男女共同参画意識を高め豊かな心を育めるよう、より多くの市民が教育に積極的に関わり、人づくり・まちづくりを推進するスクール・コミュニティに取り組みます。
- (4) 幅広い年代の市民が、生涯を通じて男女相互の人権を尊重し、男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女共同参画について学ぶ機会を充実させるため、関連講座等の学習情報の提供や人権教育、男女共同参画に関する講演会等の開催に努めます。
- (5) 保育士や教職員等各分野において指導に当たる者に対し、研修の実施や学習機会の提供を行います。

具体的取組	所管課
幼保小連携協議会の開催	学校教育課
年間指導計画における人権教育の推進	学校教育課
総合的な学習の時間や職場体験学習の実施	学校教育課
学校支援ボランティアを中心としたスクール・コミュニティの推進	学校教育課
三世代交流による世代間の理解の推進	生涯学習・スポーツ 推進課
学校教育や企業の人権教育研修会への講師派遣	人権教育室
老人大学等での講座内容への男女共同参画に関する学習の充実	生涯学習・スポーツ 推進課
男女共同参画に関する研修等の情報提供	政策企画課

2 男女共同参画を推進する家庭教育の充実

- (1) 子育て中の親やこれから親となる者が、子育てや家庭教育について学ぶ中で、男性の育児参加を推進し、男女平等についての正しい知識を得られるよう学習機会の充実を図ります。
- (2) 家族のふれあいや親子の共同体験を促進し、男女平等意識の啓発に努めます。
- (3) 男女が相互に人格を尊重し、協力し、助け合う家族間の人間形成を図るため、幼児や高齢者とのふれあいや交流等の機会を通じて、家庭教育の充実に努めます。
- (4) 子育てに関する相談体制の充実を図ります。

具体的取組	所管課
男性の育児参加啓発に関するポスター掲示やパンフレットの配布	社会福祉課
毎月第3日曜日を標準とした「家庭の日※」についての啓発	生涯学習・スポーツ 推進課
ママ・パパ教室※の開催	健康増進課
柳井市母子保健推進協議会が行う子育て輪づくり活動の支援	健康増進課
子育て世代包括支援センター※の設置	健康増進課
乳幼児健康相談の実施	健康増進課

3 女性の能力、意識向上のための学習機会の充実

- (1) 女性が社会のあらゆる分野へ参画することへの抵抗を感じないように、男性への男女共同参画意識の啓発を推進します。
- (2) 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけるため、多様化、高度化した学習ニーズに対応する生涯を通じた学習機会の充実を図ります。
- (3) 女性が社会的、職業的に自立するために必要な能力開発のための情報提供や学習機会の充実に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。
- (4) 各種女性団体、市民活動団体等の育成の支援を図ります。

具体的取組	所管課
啓発用パンフレットの配布	政策企画課
女性の社会参加や就業能力向上のための講演会等の開催	政策企画課
各種女性団体、市民活動団体等の育成	政策企画課 地域づくり推進課
女性の就業支援	商工観光課

4 国際社会に対する理解と国際交流の推進

- (1) 外国人の文化や生活習慣を認め合い、相互理解を深めるための国際理解教育を推進します。
- (2) 柳井市日中友好協会や柳井地区日韓親善協会など、民間団体が主体となった国際交流活動や、交流の拡大を支援します。

具体的取組	所管課
関連資料の情報提供	地域づくり推進課
啓発用パンフレットの配布	地域づくり推進課
A L T（外国語指導助手）等を活用した、市内の小中学校等における英語教育の充実	学校教育課

基本目標Ⅲ すべての人がいきいきと健康に暮らせる社会づくり

重点項目 1 男女間における暴力の根絶【柳井市DV対策基本計画】

配偶者等からの身体的、精神的、経済的、性的暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。「配偶者暴力防止法*」においては、被害者を女性には限定していませんが、DVの被害者は、多くの場合女性です。DVは、女性の人権を著しく侵害する重大な問題であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、また加害者に罪の意識が薄いという傾向にあるため、暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

「平成 28 年意識調査」における「配偶者からの暴力の被害経験」の問いについて、身体的な暴力、精神的暴力、性的暴力を受けたことがある人は、それぞれ 22.1%、19.4%、11.5%でした。

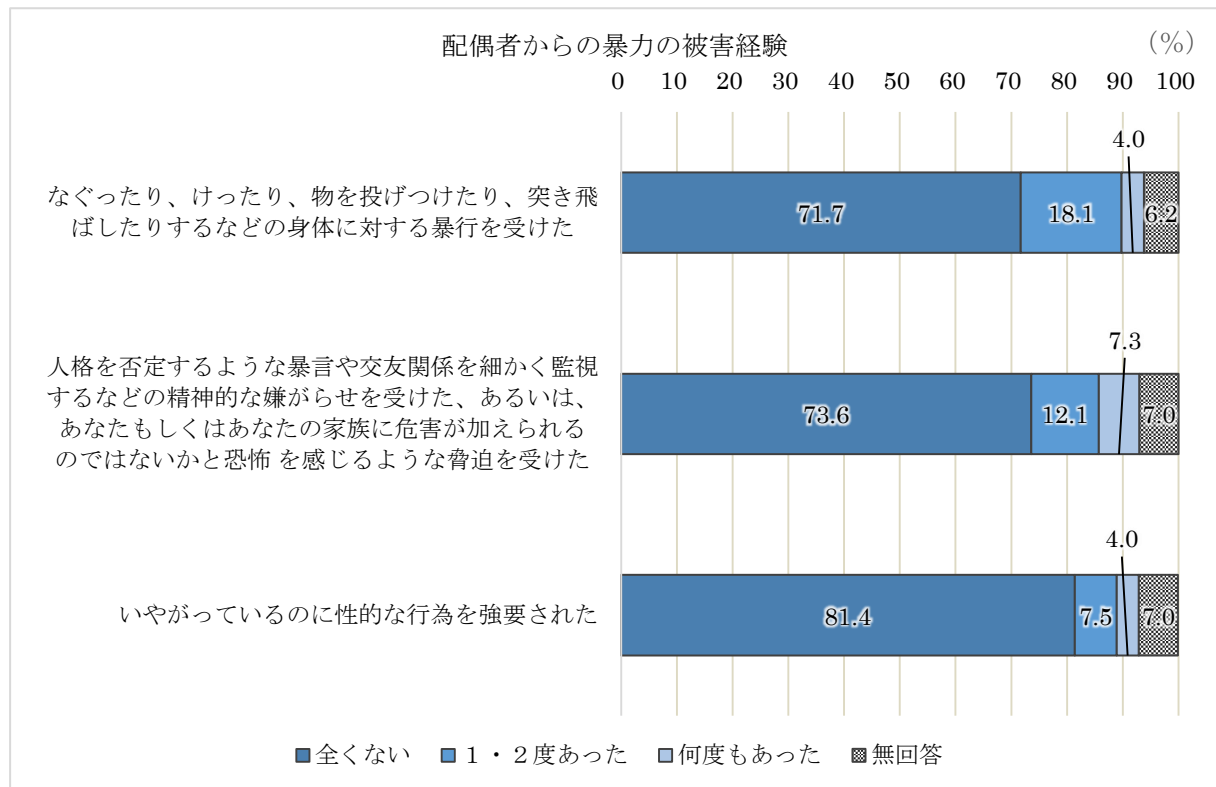
また、近年、若い世代における交際相手からの暴力（デートDV）も問題となっています。「平成 28 年意識調査」における「交際相手からの暴力の被害経験」の問いでは、それぞれ 1割前後の人が身体的暴力、精神的暴力または性的暴力を受けたことがあると答えています。

このような状況を改善するためには、男女を問わず一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることを理解し、DVを容認しない社会的な意識の醸成に向けた取組を進めていく必要があります。

さらに、DV被害者が、配偶者等からの暴力を受けることなく安全に生活していくためには、DV被害者への支援等に関する情報を入手し、それを活用することが重要ですが、DV被害者は孤立し、相談に至らないことも多いのが現状です。そのため、DV被害者が一人で悩むことなく相談窓口を利用するよう、広くその周知を図ることが重要です。

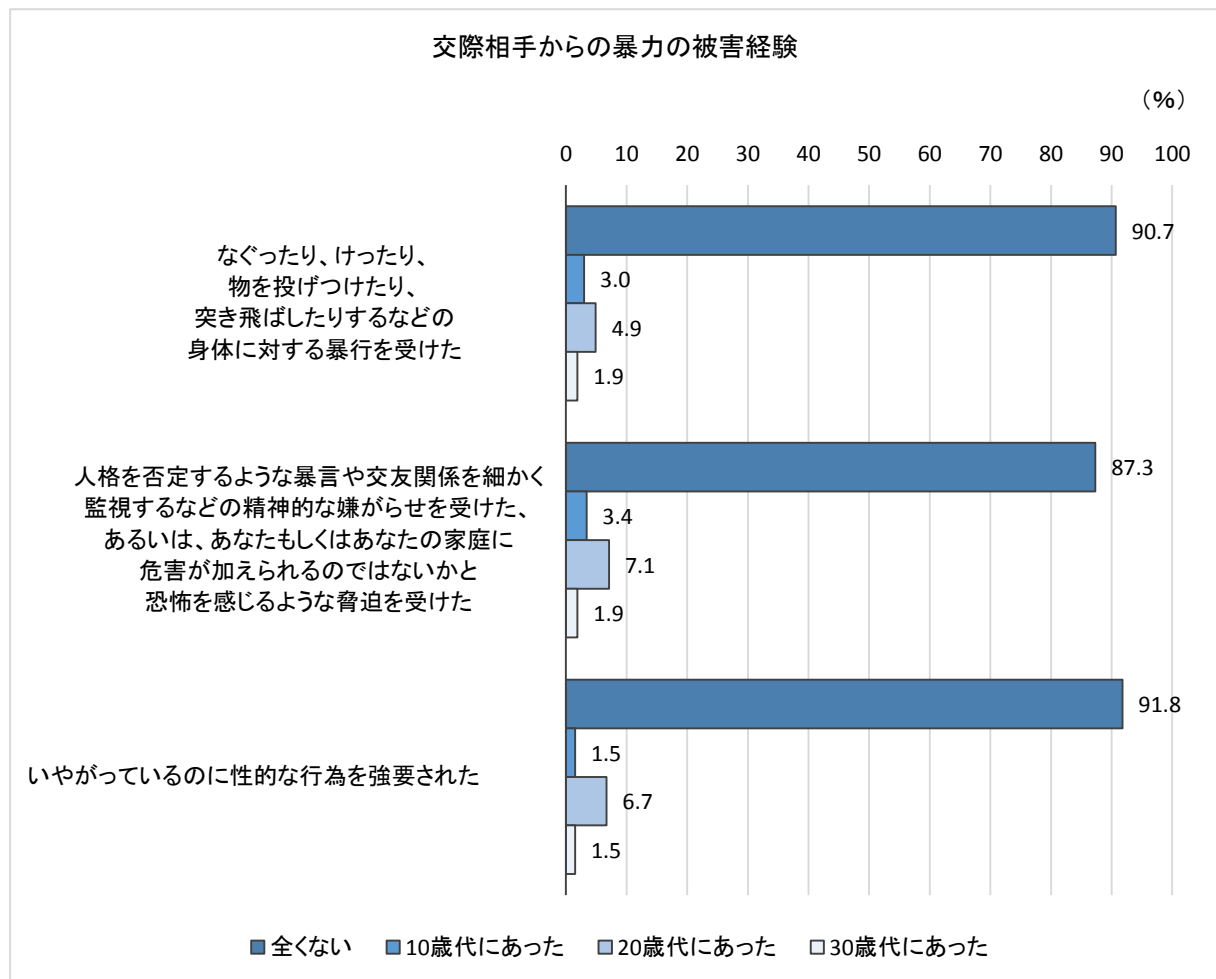
また、DVは児童虐待とも関連が深くなっていることから、支援体制においては児童虐待防止の対策等との連携が求められており、相談体制の整備、充実に向けた取組を進めていく必要があります。

問 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。あてはまるものを選んでください。（それぞれひとつずつ）



（平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より）

問 あなたは、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。あてはまるものを選んでください。（それぞれいくつでも）



（平成 28 年柳井市男女共同参画に関する意識調査より）

【施策の方向】

1 DV防止に関する啓発

- (1) 山口県等関係機関との連携により、関係法制度の周知等の啓発活動をさらに強化するとともに、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を許さない意識を醸成するための教育や啓発活動を推進します。

具体的取組	所管課
市広報紙、市ホームページ、CATV等による啓発	政策企画課
DV防止に関する研修や学習機会の充実	政策企画課 学校教育課
男女間における暴力防止運動の実施	政策企画課

2 幼児期からの人権教育の充実と若年層への啓発

- (1) 性犯罪、売買春、人身取引、配偶者等からの暴力、児童虐待、障がい者虐待等のあらゆる暴力の根絶に向けて、幼児期から発達段階に応じた道德教育、情操教育を通じた非暴力啓発を進めます。

具体的取組	所管課
幼児期からの人権教育の充実	社会福祉課 学校教育課
非暴力の啓発に関するポスター掲示やパンフレットの配布	政策企画課 社会福祉課

3 職場、地域における研修等の充実

- (1) 家庭や地域において、人権の尊重、男女平等等男女の相互の理解と協力の重要性の意識の醸成を図るため、人権や男女共同参画に関する学習情報の提供や学習機会の充実に努めます。

具体的取組	所管課
柳井市要保護児童等対策地域協議会*の充実	社会福祉課
柳井圏域障害者虐待防止センター*の充実	社会福祉課

4 市における相談体制の充実と関係機関等との連携

- (1) 潜在化しがちなDV被害者が安心して相談できる山口県男女共同参画相談センター等の周知を図るとともに、本市における相談体制の充実と関係機関等との連携協力の強化に努めます。
- (2) DV被害者や同伴する子ども等の家族の状況に応じて、山口県男女共同参画相談センターや警察等と連携して適切な保護に取り組みます。
- (3) DV被害者の迅速な発見、保護を行うため、DV被害者を発見した者による配偶者暴力相談支援センターや警察等への通報についての啓発を行います。

具体的取組	所管課
市における相談体制の充実と相談窓口の周知、広報	政策企画課 都市計画・建築課 市民生活課 健康増進課 社会福祉課 学校教育課
山口県男女共同参画相談センターや警察等との連携	政策企画課
医療機関、地域関係者（民生委員・児童委員）等への啓発、周知や連携	政策企画課 健康増進課 社会福祉課

5 相談従事者等の資質の向上

- (1) 被害者からの相談に的確に対応できるよう、山口県や山口県男女共同参画相談センター等の関係機関との連携強化を図りながら、相談に携わる職員の研修会への参加等により、相談従事職員の資質の向上に努めます。

具体的取組	所管課
相談従事職員向け研修の実施、参加	政策企画課 都市計画・建築課 市民生活課 健康増進課 社会福祉課 学校教育課

6 被害者の安全確保と自立支援

- (1) 山口県男女共同参画相談センターまでの同行支援等、DV被害者の緊急時における安全の確保に、関係機関等と連携して取り組みます。
- (2) DV被害者が地域において安心して生活することができるよう、住宅の確保、就業、各種援護対策に、DV被害者に関する情報の管理に配慮しながら取り組みます。

具体的取組	所管課
DV被害者の安全確保対策	政策企画課
市営住宅への入居抽選回数の優先措置	都市計画・建築課
住民基本台帳法等関係法令に基づく住民票等の閲覧等制限	市民生活課
生活保護等の援護の実施による経済的自立に向けた支援	社会福祉課
就業支援に関する情報提供	商工観光課

重点項目2 セクシュアル・ハラスメント※等の防止に向けた意識啓発の推進

配偶者等からの暴力だけでなく、セクシュアル・ハラスメント※、パワーハラスメント※、マタニティ・ハラスメント※、性犯罪、売買春、ストーカー行為等は、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。そのため、発達段階に応じた人権尊重の意識を高める教育啓発や関係法令等の周知による啓発を推進するとともに、関係機関、団体との連携による被害者支援に努める必要があります。

【施策の方向】

1 啓発活動や相談体制の充実

- (1) 職場や学校等あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント※等防止のため事業主等の意識改革を促進するための啓発活動に取り組みます。
- (2) 山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、「男女雇用機会均等法※」に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知等の啓発活動や相談体制の充実を図ります。

具体的取組	所管課
パンフレットの配布等による企業等への周知啓発	政策企画課 商工観光課
セクシュアル・ハラスメント※、パワーハラスメント※、マタニティ・ハラスメント※、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の重大な人権侵害の防止の啓発	政策企画課 学校教育課

重点項目 3 生涯を通じた健康支援

健康は、人々が充実した人生を送るために最も基礎的な条件となるものです。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現にとって欠かすことができません。

そのためには、互いの身体的性差を理解し、生涯を通じて自己の健康を適切に管理するための健康教育や相談体制を確立し、健康の保持増進対策を講じる必要があります。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、育児期、更年期、高齢期等女性特有の各ライフステージに応じた適切な健康管理ができるよう、女性の健康課題等に配慮しながら、健康相談や健康診査等一貫した健康保持増進のための健康支援策に取り組んでいく必要があります。

また、学校においても発達段階に応じた適切な性教育や、薬物乱用、喫煙及び飲酒への対策の推進に努めていく必要があります。

【施策の方向】

1 健康教育、相談体制の充実

- (1) 男女が互いの身体的性差を理解し合い、互いの人権を尊重できるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った健康教育を推進します。
- (2) 妊娠、不妊、性感染症、婦人科疾患、避妊、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な問題等、性差に配慮した相談体制の充実を図ります。
- (3) 学校教育や広報等を通じて、エイズを含む性感染症に関する正しい知識の普及啓発に努め、感染を予防するとともに、感染不安のある者に対する相談体制の充実を図ります。
- (4) 飲酒、喫煙、薬物乱用などが健康に及ぼす影響についての正確な情報の提供に努めるとともに、こころの健康に関する相談体制の充実を図ります。
- (5) 妊娠、出産、子育て期を通して、切れ目のない母子保健相談支援体制の充実を図ります。

具体的取組	所管課
性教育を柱とした健康教育の実施	学校教育課
「女性の健康週間」を中心とした市広報紙等による女性の健康問題に関する情報提供	健康増進課
妊婦相談等女性の健康相談の実施	健康増進課
こころの健康に関する情報提供と相談の実施	健康増進課
子育て世代包括支援センター※の設置	健康増進課

2 生涯を通じた健康の保持増進

- (1) 生涯を通じ、自身の健康状態に応じた健康的な生活習慣を形成し保持増進できるよう、健康相談、健康診査の充実を図ります。
- (2) 食に関する知識と食を選択する力を習得することによる健康づくりのみならず、食の楽しさ、食事のマナー、郷土食、食文化の継承など様々なことを学べる「食育」を中心とした取組を進めます。
- (3) 生涯にわたり心身ともに健康な生活を送れるよう、健康づくりに関する知識の習得と健康づくり活動の実践の促進に努めます。

具体的取組	所管課
健康診査等の実施	市民生活課 健康増進課
家庭、学校教育、地域における食育の推進	健康増進課 学校教育課
健康づくりに関する情報提供や意識啓発	健康増進課
にこにこ健康づくり推進協議会による健康づくりの推進	健康増進課
柳井市食生活改善推進協議会による食育の推進	健康増進課

重点項目 4 高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる環境の整備

少子高齢社会の進展に伴い、平成 27 年の国勢調査における本市の高齢化率（65 歳以上の人
が全人口に占める割合）は 36.6%と、国（26.6%）や県（32.1%）の水準を大きく上回ってい
ます。今後本市の高齢化率は緩やかに上昇する見通しの中、世帯人員は減少傾向にあります。
高齢者一人世帯や高齢者のみの世帯の増加とあわせて、認知症高齢者の増加も懸念されます。

一方、疾病や不慮の事故等によって、心身に障がいを持つ人は増加傾向にあり、高齢化が進
んだことや、高齢者になってからの疾病が原因で障がい者となる人が増加したことにより、障
がい者の高齢化も進んでいます。さらに、年齢、障がいの有無、性別、様々なことが複合的な
要因となって経済的に困窮する場合があります。

高齢者、障がい者を含むすべての男女がいきいきと暮らす社会を実現することは、男女共同
参画社会の実現にとって重要です。

今後の高齢社会を豊かで活力ある社会とするために、高齢者を社会活動を支える重要な一員
として積極的にとらえ、高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立につ
なげるための制度や環境の整備、家庭や地域で健康で安心して暮らせるための生活自立に向け
た取組、性差に配慮した医療、介護予防への取組を進めていく必要があります。

また、障がい者が地域で自立して暮らせるようにするため、日常生活や社会生活、職業生活
の支援を図り、すべての人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を進めていく必
要があります。

【施策の方向】

1 高齢者、障がい者等の社会参画への支援

- (1) 高齢者の就業のほか、地域活動や社会貢献活動等の社会参加に関する広報啓発、情報提供を図ります。
- (2) 地域包括支援センター※を拠点として、高齢者の相談体制の充実を図り、介護負担の軽減に向けた介護支援の相談体制の確立と専門的機関等との連携による介護予防事業を推進します。
- (3) 障がいのある人が、障がい福祉サービスの活用により地域での自立した生活を実現できるように、障がい者福祉の充実や総合的な相談、支援体制の整備、障がい者雇用の促進を図ります。
- (4) 民間事業者を含む市内各施設のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの普及促進により、障がい者を含むすべての人が暮らしやすいまちづくりに取り組むとともに、「心のバリアフリー」「情報のバリアフリー」等、ハード・ソフト両面にわたる社会全体のバリアフリー化を推進します。

具体的取組	所管課
老人クラブやボランティア活動等の支援	高齢者支援課
高齢者の雇用促進のための普及啓発活動	商工観光課
地域包括支援センター※の機能の充実	高齢者支援課
障がい者の地域生活支援事業の充実	社会福祉課
市内各施設のバリアフリー化の推進	土木課 都市計画・建築課
障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動の推進	社会福祉課
手話通訳や要約筆記等の活動支援	社会福祉課

2 高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる社会の実現

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者や要支援の高齢者が、寝たきり等の要介護状態とならないよう、地域包括支援センター※による介護予防ケアマネジメントの充実を図ります。また、高齢者の個々の状態に合わせた適切な支援が受けられるよう、地域の関係機関との連携を強化します。
- (2) 認知症の予防対策を推進するとともに、認知症サポーター養成や認知症相談窓口の充実を図り、認知症高齢者や家族が安心して地域で暮らせるように支援します。

- (3) 障がいの種類にかかわらず、障がいの程度やニーズに応じた医療福祉サービスの利用が図られるよう、医療機関や柳井健康福祉センター、やない地域生活支援センター等の関係機関との連携協力を推進するとともに、相談、審査、判定及び認定に至る手続を適切に運用します。
- (4) 障がいにつながる疾病の予防や事故防止について意識啓発を推進するとともに、妊婦、乳幼児健康診査等の受診率向上を図り、障がいの早期発見に努め、関係機関との連携により障がい児の早期療育体制の充実を図ります。
- (5) 生活困窮者への相談体制を整え、自立して生活を送れるよう支援します。

具体的取組	所管課
地域包括支援センター※の機能の充実	高齢者支援課
障害程度区分の認定における関係機関との連携	社会福祉課
乳幼児健診等の実施	健康増進課
療育相談会等での関係機関との連携	健康増進課 社会福祉課
生活困窮者の自立支援	社会福祉課

第3章 計画の推進

本計画を総合的かつ効果的に進めるために、第2章に表した施策を講じるとともに、必要な推進体制を整備し、施策、事業の推進に努めます。

1 庁内における推進体制の整備

庁内の横断的組織である「男女共同参画推進本部」を中心に、関係箇所に男女共同参画推進担当職員を置き、計画の推進状況を常に把握し、定期的に点検、評価するとともに、庁内の連携強化を図り、総合的かつ効果的な取組を推進します。

2 男女共同参画協議会の設置、運営

幅広い意見を反映した施策を実施するため、学識経験者や市民等からなる「男女共同参画協議会」を開催し、計画の推進状況について、意見、提言、評価等を受けます。

なお、本計画策定に伴い、柳井市男女共同参画協議会を女性活躍推進法第23条第1項に基づく協議会に位置づけます。

3 国、県、関係機関及び市民との連携、協力

国、県、他市町及び関係機関と連携し、広域的な視点に立った計画の推進に努めるとともに、男女共同参画の推進活動を実践する民間団体、市民を支援していきます。

4 相談体制の充実

多様化する相談に対応できるよう相談窓口の充実強化を図るとともに、関係機関、関係部局との連携を図り、適切な対応ができる環境を整備します。

5 成果指標

本計画における成果目標を次のように設定します。

項目（基本目標・重点項目）	現状値	目標値
基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の推進		
重点項目1 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大		
市職員における女性管理職の割合	9.8% (平成29年度)	15.0% (平成34年度)
審議会等委員に占める女性委員の割合	39.7% (平成28年度)	45.0% (平成34年度)
重点項目2 男女が共に能力を発揮できる就業環境の整備		
就職の機会や職場の中で男女の地位が「平等である」と思う人の割合	24.3% (平成28年意識調査)	増加させる
重点項目5 仕事と生活の両立支援		
放課後児童クラブ待機児童数	48人(平成28年)	解消する
ファミリー・サポート・センター利用者延べ人数	1,105人 (平成28年度)	維持する
家庭生活の中で男女の地位が「平等である」と思う人の割合	32.6% (平成28年意識調査)	増加させる
重点項目6 家庭、地域等における男女共同参画の推進		
やない市民活動センター年間利用者件数	1,556件 (平成28年度)	2,500件 (平成34年度)
地域活動の中で男女の地位が「平等である」と思う人の割合	43.7% (平成28年意識調査)	増加させる

項目（基本目標・重点項目）	現状値	目標値
基本目標Ⅱ 男女共同参画への意識の改革と醸成		
重点項目 1 固定的性別役割分担意識※の解消		
「男女共同参画社会」とはどういうものか知っている人の割合	45.4% (平成 28 年意識調査)	増加させる
社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位が「平等である」と思う人の割合	16.3% (平成 28 年意識調査)	増加させる
人権教育研修会開催回数	37 回 (平成 28 年度)	維持する
重点項目 2 男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実		
学校教育の場で男女の地位が「平等である」と思う人の割合	63.0% (平成 28 年意識調査)	増加させる
人権推進に関わる指導者の養成及び資質向上のための講習会開催回数	8 回 (平成 28 年度)	維持する
初妊婦のママ・パパ教室※の参加率	50.6% (平成 28 年度)	50%以上を維持する

項目（基本目標・重点項目）	現状値	目標値
基本目標Ⅲ すべての人がいきいきと健康に暮らせる社会づくり		
重点項目 1 男女間における暴力の根絶		
配偶者からの暴力について「相談できる窓口として知っているところはない」と回答した人の割合	11.4% (平成 28 年意識調査)	減少させる
重点項目 3 生涯を通じた健康支援		
健康教育実施回数	116 回 (平成 28 年度)	維持する
重点項目 4 高齢者、障がい者等が安心、安全に暮らせる環境の整備		
障がい者の相談支援サービス利用者数	235 人 (平成 28 年度)	増加させる
キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師）登録数	78 人 (平成 28 年度)	増加させる

資料1 男女共同参画に関する動き

西暦	年号	世界（国連）	日本	山口県（◎柳井市）
1975	S50	国際婦人年世界会議 （メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議設置	山口県女性問題対策審議会建議
1976	S51	「国連婦人の十年」（～1985年） ILOに婦人労働問題担当室を設置	民法の一部を改正する法律施行	
1977	S52		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館	婦人労働問題研究会開催
1979	S54	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		
1980	S55	国連婦人の十年中間年世界会議 （コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		山口県婦人行動対策会議発足
1981	S56	女子差別撤廃条約発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	山口県女性問題対策審議会答申
1982	S57			婦人対策室新設 山口県婦人団体連絡協議会発足
1983	S58			婦人青少年課新設
1985	S60	国連婦人の十年世界会議（ナイロビ） 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	国籍法改正 女子差別撤廃条約批准	
1986	S61		婦人問題企画推進有識者会議開催 男女雇用機会均等法施行	
1987	S62		「新国内行動計画」策定	山口県婦人教育文化会館竣工
1988	S63			「第二次山口県婦人行動計画」策定
1990	H2			◎柳井市女性問題懇話会設置
1991	H3		「新国内行動計画（第一次改定）」策定	
1992	H4		育児休業法施行	
1993	H5		パートタイム労働法施行	「第二次山口県婦人行動計画」一部改定（やまぐち女性プラン） やまぐち女性財団設立
1994	H6	国際婦人の十年E S C A P 準備地域会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言」採択	内閣総理大臣官房男女共同参画室発足 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	女性青少年課に改称
1995	H7	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言」「行動綱領」採択	育児休業法改正、育児・介護休業法公布	山口県女性問題対策審議会組織改正 やまぐち女性プラン推進本部設置 ◎柳井市女性行政推進担当を社会教育課へ配置
1996	H8		男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997	H9		男女共同参画審議会設置法策定 育児・介護休業法改正 介護保険法公布	◎柳井市女性問題懇話会提言 ◎柳井市女性行政推進担当を企画課へ移管
1998	H10		男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	「やまぐち男女共同参画プラン」策定 ◎「やない男女共同参画プラン」策定
1999	H11		改正男女雇用機会均等法施行 男女共同参画社会基本法公布、施行	

西暦	年号	世界（国連）	日本	山口県（◎柳井市）
2000	H12	国連特別総会「女性２０００年会議」（ニューヨーク）	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）施行 「男女共同参画基本計画」策定	山口県男女共同参画推進条例制定
2001	H13		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布、施行	女性青少年課を男女共同参画課に改組
2002	H14		改正育児・介護休業法施行	「山口県男女共同参画基本計画」策定 「山口県男女共同参画相談センター」に「配偶者暴力相談センター」としての機能を付与
2003	H15		次世代育成支援対策推進法公布、施行	
2004	H16		改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布、施行	
2005	H17	第４９回国連婦人の地位委員会「北京＋１０」開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第２次）」策定 改正育児・介護休業法施行	◎２月２１日 柳井市・大島町の１市１町が合併
2006	H18			「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ◎第１回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎柳井市男女共同参画推進本部研究会開催
2007	H19		改正男女雇用機会均等法施行 改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	◎第２回柳井市男女共同参画協議会開催 「山口県男女共同参画基本計画」改定
2008	H20		改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行	◎１月２８日～２月２６日 パブリックコメント実施 ◎第３回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎「柳井市男女共同参画基本計画」策定 ◎企画課を経営企画課に改組
2009	H21		改正次世代育成支援対策推進法施行 育児・介護休業法改正	「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改定版）」策定
2010	H22	国連「北京＋１５」記念会合開催（ニューヨーク）	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 改正育児・介護休業法施行 「第３次男女共同参画基本計画」策定	
2011	H23	UN Women 正式発足		「山口県男女共同参画基本計画（第２次改定版）」策定 ◎経営企画課を政策企画課に改組 ◎第１回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎「柳井市男女共同参画に関する意識調査」実施 ◎第２回柳井市男女共同参画協議会開催
2012	H24	第５６回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		◎第３回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎第４回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎１１月１日～１１月３０日 パブリックコメント実施

西暦	年号	世界（国連）	日本	山口県（◎柳井市）
				◎第5回柳井市男女共同参画協議会開催
2013	H25		改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 改正ストーカー規制法公布、施行	◎「第2次柳井市男女共同参画基本計画」策定 「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次改定版）」策定 ◎柳井市配偶者等からの暴力対策連絡協議会設置
2014	H26	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行 改正次世代育成支援対策推進法公布、施行	
2015	H27	国連「北京+20」記念会合開催（ニューヨーク） 第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）制定 「第4次男女共同参画基本計画」策定	
2016	H28		改正ストーカー規制法公布	「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定 「第4次山口県配偶者暴力等対策基本計画」（「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」から名称変更）策定 男女共同参画相談センターで性暴力被害者支援システム「あさがお」運用開始 ◎「柳井市男女共同参画に関する意識調査」実施
2017	H29		改正ストーカー規制法施行	◎第1回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎第2回柳井市男女共同参画協議会開催 ◎第3回柳井市男女共同参画協議会開催
2018	H30			◎1月10日～2月9日 パブリックコメント実施 ◎「第3次柳井市男女共同参画基本計画」策定

資料 2

男女共同参画社会基本法

平成11年 6 月23日法律第 78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条―第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条―第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養

育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、

監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

資料 3

山口県男女共同参画推進条例

平成12年 7 月11日山口県条例第34号
最終改正：平成17年 7 月12日条例第52号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 男女共同参画に関する基本的施策(第 7 条—第19条)

第 3 章 山口県男女共同参画審議会(第20条)

附則

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いであり、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組が進められてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が根強く残っている。

このような状況の中で、今後、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女平等を基礎とし、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる県づくりを進めていくことは、重要な課題である。

ここに、私たちは、男女が、互いにその生き方を尊重し、共に喜びを分かち合うことのできる、豊かで活力に満ちた山口県を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会を確保することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第6条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

2 県民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

（基本計画）

第7条 知事は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（市町男女共同参画計画の策定に関する助言等）

第8条 知事は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画に関する施策についての基本的な計画の策定に関し、技術的な助言、情報の提供等を行い、又は当該技術的な助言、情報の提供等を行うため必要な資料の提出を求めることができる。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（調査研究）

第10条 県は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

（県民の理解を深めるための措置）

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進月間）

第12条 事業者及び県民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

3 県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（男女共同参画に関する教育及び学習の振興）

第13条 県は、県民があらゆる機会を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

（民間活動に対する支援）

第14条 県は、事業者又は県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（推進体制の整備）

第15条 県は、国、市町、事業者及び県民と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるもの

とする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、県議会に、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事業者の報告)

第17条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(苦情の申出の処理)

第18条 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事業者又は県民からの苦情の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出のうち特に必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出の処理)

第19条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する事業者又は県民からの相談の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員（以下「男女共同参画相談員」という。）を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、次に掲げる事務を行う。

一 事業者又は県民の相談に応ずること。

二 申出の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のために必要な措置を講ずること。

4 知事は、第1項の申出のうち必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山口県男女共同参画審議会

第20条 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項を削る。

附 則（平成17年条例第52号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

資料4

柳井市男女共同参画協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策の推進に資するため、柳井市男女共同参画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 男女共同参画推進のための基本的な計画の策定又は変更及び推進に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

資料 5

柳井市男女共同参画推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、柳井市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策の総合的、効果的な推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の推進について、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 第2条の所掌事務の具体的事項を協議、調整するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総合政策部長をもって充て、副幹事長は、政策企画課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 第4条第2項及び前条の規定は、副幹事長の職務及び幹事会の会議に準用する。

(研究会)

第7条 第2条の所掌事務の具体的事項について調査研究するため、幹事会に研究会を置く。

- 2 研究会の構成員は、幹事が所属職員の中から指名する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

職
議会事務局長、総合政策部長、総務部長、建設部長、上下水道部長、経済部長、市民部長、健康福祉部長、教育部長、会計管理者、総合政策部次長、選挙管理委員会事務局書記長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長

別表第２（第６条関係）

職
地域づくり推進課長、総務課長、土木課長、都市計画・建築課長、農林水産課長、商工観光課長、市民生活課長、社会福祉課長、高齢者支援課長、健康増進課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習・スポーツ推進課長

資料6

用語解説

あ行

LGBT

女性の同性愛者を表すレズビアン（L）、男性の同性愛者を表すゲイ（G）、両性愛者を表すバイセクシュアル（B）、「からだの性」と「こころの性」の不一致を意味するトランスジェンダー（T）の頭文字をとった言葉で性的少数者の総称。

エンパワーメント

政治、経済、社会、文化等のあらゆる分野において、責任を持った社会の構成員として、個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を身につけ、行動していくこと。本計画では女性の個々の力により地域の問題解決を図っていこうとする意味で使用しています。

か行

家族経営協定

家庭内における農漁業経営の就業条件や役割分担等の労働条件、生活に関する取決めを協定として明確化し、農漁業経営の近代化を図ることを目的とするものです。

生産や経営に対して家族一人ひとりの役割と責任が明確となることにより、その能力が正當に評価され、また、後継者の育成につながることを期待されます。

家庭の日

家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族のきずなを深める取組をするため、毎月第3日曜日を標準として、山口県民自らが定める日。山口県の「子育て文化創造条例」では、事業者や民間団体も同様に「家庭の日」を定め、県民の取組の支援に努めるよう規定されており、本市においても取組の啓発に努めています。

子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する目的で設置する施設で、市区町村での設置が努力義務とされています。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」等に表せるように、慣習、慣行により男性、女性の役割を決めている固定的な考え方です。このような固定観念は一人ひとりが持つ個性や能力、性格、適正等の違いとは無関係に性別でパターン化してしまい、柔軟な発想や自己実現意欲を損なうだけでなく、生き方を狭め、女性の経済的自立や男性の身近生活の自立を妨げる要因にもなっています。

さ行

セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手方の意に反した、性的な性質の言動により、相手方に不利益を与えること、または相手方の生活環境を害することをいいます。セクシュアル・ハラスメントに当たるかどうかの判断は、あくまでその言動を受けた本人が不快に思うか否かによります。

地位や権力を利用した性的な行為も該当し、職場だけでなく学校においても同様です。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示等、様々なものが含まれます。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。会員数が多いものとして、フェイスブックなどがある。

た行

男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。昭和 47 年（1972 年）に制定された「勤労婦人福祉法」を基に、昭和 60 年（1985 年）に制定されました。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として制定されています。

地域包括支援センター

市役所高齢者支援課に設置。高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように保健、介護、福祉の 3 分野の専門家が連携を図り、市の地域の医療機関、介護（介護予防）サービス事業者や民生委員等と協力しながら、高齢者を地域ぐるみで支えることを目的としています。

特定事業主行動計画

一般の事業主と区別するため、国・地方公共団体が事業主としての立場にある場合を特定事業主といい、女性活躍推進法の中で一般事業主と同様に事業主行動計画策定指針に即して特定事業主行動計画の策定することを義務付けられました。

は行

配偶者暴力防止法（DV防止法）

平成 13 年（2001 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」として公布、施行されました。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。平成 16 年（2004 年）の改正で盛り込まれた保護命令の拡充は、平成 19 年（2007 年）の改正でさらに拡充され、市町村における基本計画の策定、支援センター業務の実施が努力義務とされました。平成 25 年（2013 年）の改正では、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となりました。

パートタイム労働法

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。平成 5 年（1993 年）に制定されました。パートタイム労働者の就業の実態を考慮して雇用管理の改善に関する措置を講ずることにより、通常の労働者との均等、均衡待遇の確保を推進することを目的としています。少子化・高齢化、労働力減少社会で、パートタイム労働者がその能力をより一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、平成 20 年（2008 年）に改正法が施行されました。また、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、平成 26 年（2014 年）にも改正されました。

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場関係を悪化させる行為。

ま行

マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠したことや出産を理由に、解雇されたり、働くことを強制的に制限される不利益な取扱い。または、妊娠・出産にあたって受ける精神的・肉体的な嫌がらせ行為。

ママ・パパ教室

市保健センターで開催。対象は妊婦さんとその家族で妊娠、出産、産後についての知識を学ぶほか、父親の育児参加をすすめるために赤ちゃん人形を使っての沐浴練習や妊婦体験などの実習も取り入れています。また、子どもとの関わり方や病気の対応について学ぶための小児科医による講話や参加者同士の交流会も行っています。

や行

柳井圏域障害者虐待防止センター

柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町の 1 市 4 町で設置。障がい者虐待を早期に発見し、障がい者の安全の確保と養護者への支援を行っています。

柳井市要保護児童等対策地域協議会

市役所社会福祉課に設置。要保護児童の早期発見や適切な保護又は要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るため、児童虐待に関する関係機関との連携及び協力の推進に関する協議や、広報啓発活動の推進に関する協議を行っています。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働く者一人ひとりが、その意欲と能力を活かして充実した生活を送れるよう、仕事と生活を調和させるという考え方。

資料 7

第 3 次柳井市男女共同参画基本計画策定の経緯

年 月 日	内 容
平成 28 年 10 月	男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成 29 年 2 月 28 日	第 1 回柳井市男女共同参画協議会開催
平成 29 年 8 月 16 日	柳井市男女共同参画推進本部会議開催
平成 29 年 8 月 28 日	第 2 回柳井市男女共同参画協議会開催
平成 29 年 11 月	柳井市男女共同参画推進本部研究会による計画案の検討
平成 29 年 11 月	柳井市男女共同参画推進本部幹事会による計画案の検討
平成 29 年 11 月 29 日	柳井市男女共同参画推進本部会議開催
平成 29 年 12 月 21 日	第 3 回柳井市男女共同参画協議会開催
平成 30 年 1 月 10 日～2 月 9 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月	柳井市男女共同参画協議会（文書報告）
平成 30 年 3 月	柳井市男女共同参画推進本部（計画決定）

資料 8

柳井市男女共同参画協議会委員

氏 名	備 考
岩 谷 邦 子	NPO 法人やまぐち男女共同参画会議監事
川 端 勝 教	柳井市人権擁護委員
木 阪 泰 之	有限会社木阪賞文堂代表取締役
重 枝 淑 子	柳井商工会議所女性会副会長
田 村 明 子	柳井市母子保健推進協議会副会長
富 田 正 隆	余田保育園園長
野 津 由 美 子	柳井公共職業安定所
濱 田 紀 子	柳井市小中学校 PTA 連合会母親委員会委員長
弘 田 裕 子	太陽通信株式会社代表取締役



柳井市総合政策部政策企画課

〒742-8714 柳井市南町一丁目 10 番 2 号

TEL 0820-22-2111 FAX 0820-23-4595

メールアドレス seisakukikaku@city-yanai.jp